

みんなで作ろう、

子どもの笑顔があふれる未来・こまき

小牧市次世代育成支援対策行動計画

小 牧 市

はじめに

急速な少子化の進行は、今後、わが国の社会経済全体に極めて深刻な影響を及ぼすことが考えられます。この少子化の流れを変えるためには、改めて国、地方公共団体、企業などが一体となって、これまでの子育ての取組に加え、さらなる対策を進める必要があります。

また、子育てについては父母その他の保護者が第一義的責任を持つという基本的な認識のもとに、家庭や学校だけでなく、地域社会や企業においても子育ての重要性を認識し、支援していくという共通認識が必要となってきました。

このような背景のもと、平成15年7月に次世代育成支援対策推進法が制定され、地方公共団体や一般事業主に子育て支援の具体的行動計画の策定が義務付けられました。

小牧市でも、この法律に基づき、子育て支援環境の充実を図り、親の子育てを支えるとともに、子どもの健全な育ちを支える環境の実現をめざして、集中的・計画的な取組を推進するために、平成17年4月から平成21年までの5年間に取り組む、主に行政の役割を中心とした小牧市次世代育成支援対策行動計画を策定しました。

この計画推進にあたっては、家庭、地域、企業等の役割分担をも踏まえながら、互いに連携して、子育て支援をすすめていく具体策をまとめたものです。市民の、皆さんのいっそうのご理解ご協力をお願い申し上げます。

最後に、この計画策定に当たり、貴重なご意見、ご提案をいただきました市民の皆様をはじめ、策定委員、関係団体の皆様に心からお礼を申し上げます。

平成17年3月

小牧市長 中野直輝

目 次

第1章 次世代育成支援の基本的な考え方

1	計画策定の背景	1
2	計画策定の趣旨	3
3	計画の性格	4
4	計画の期間	4

第2章 小牧市の現状

1	人口・世帯等の状況	5
1 - 1	人口の推移と人口構成	5
1 - 2	少子化の進行	7
1 - 3	世帯の動向	8
1 - 4	自然動態（出生・死亡）	9
1 - 5	婚姻・離婚	10
1 - 6	就業状況	11
2	子どもに関する施策の状況	12
2 - 1	保育所の状況	12
2 - 2	地域における子育て支援	14
2 - 3	幼稚園の状況	15
2 - 4	小学校の状況	16
2 - 5	放課後児童クラブの状況	17
2 - 6	母子保健事業等の状況	18
2 - 7	児童館、児童遊園の状況	21
2 - 8	相談事業の状況	21
3	これまでの取組状況（児童育成計画の構想）	22

第3章 計画の基本理念と基本目標

1	計画の基本理念と基本目標	23
2	計画の体系	24

第4章 施策の方向と実施目標

1	子育て支援社会の基礎をつくる	25
1 - 1	子育て支援についての意識づくり	26
1 - 2	地域における子育て支援の充実	28
1 - 3	働き方の見直し	31

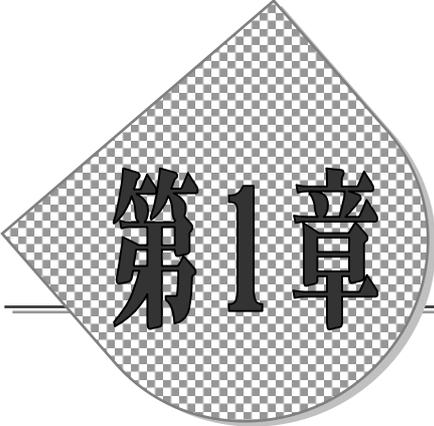
2	すべての子育て家庭をささえる	33
2 - 1	家庭における子育てへの支援	34
2 - 2	働きながらの子育てへの支援	36
2 - 3	児童虐待防止体制の充実	39
2 - 4	社会的支援を要する家庭への支援	42
2 - 5	多様な相談・支援体制の充実	44
3	子どもの豊かな人間性をはぐくむ	46
3 - 1	教育・学習による子どもの成長への支援	47
3 - 2	地域における交流等の充実	50
3 - 3	魅力ある遊び場環境の整備	53
3 - 4	次代の親としての成長への支援	55
3 - 5	子ども自身の声を聞く相談の充実	57
4	親子の健康づくりをささえる	59
4 - 1	健やかな子どもを生み育てることのできる環境の整備	60
4 - 2	子どもの健康のための支援	62
5	子どもの安全・子育ての安心をささえる	64
5 - 1	子どもの安全をまもる地域環境づくり	65
5 - 2	子どもや子育て家庭が暮らしやすいまちづくり	67
5 - 3	子育てに伴う経済的負担の軽減	69

第5章 計画の推進体制

1	計画推進の考え方	71
2	家庭、地域、企業に期待される役割	71
3	推進体制	73

<資料編>

1	次世代育成支援対策行動計画策定経緯	75
2	小牧市次世代育成支援対策行動計画策定委員会設置要綱	77
3	小牧市次世代育成支援対策行動計画策定委員会委員名簿	79
4	小牧市次世代育成支援対策行動計画策定委員会庁内策定部会委員名簿	80
5	事務局名簿	80



第1章

次世代育成支援の基本的な考え方

1

計画策定の背景

進む少子化

平成15年のわが国の合計特殊出生率は、1.29と過去最低を記録しました。このような記録の更新は、ここ数年毎年のように繰り返されており、少子化が急速に進んでいることを表しています。

少子化が社会にもたらす影響は、人口構成の変化による将来の社会の担い手世代の減少や、子ども自身の人間形成への影響など、様々な角度からの問題が指摘されています。国は、少子化に歯止めをかけるための様々な施策を打ち出してきましたが、今までのところ十分な成果が上がっているとはいえない状況にあります。

国の施策の考え方の変遷

もとより、国の施策は、子どもを持ちたい人が安心して子どもを産み育てられるような社会環境の実現をめざし、少子化が進行する要因の解消をめざしてきました。平成6年のエンゼルプランでは、少子化の要因を、仕事と子育ての両立の難しさ、育児の心理的・肉体的負担の大きさ、住宅事情の厳しさ、子育てコストの増大の4点から捉え、子育て負担感の増大も主に仕事との二重負担に起因するとの考えから、“仕事と子育ての両立支援”を柱とする少子化対策が実施されてきました。

しかしながら、その後、児童虐待が社会的問題となるとともに、家庭で子どもを育てている親の孤立化が新たな問題となってきました。この背景には核家族化の進行という家族形態の変化があり、孤立化する親を支えるために地域や社会の役割が重要視されるようになりました。このような考えから、平成11年の「少子化対策推進基本方針」、平成12年の「新エンゼルプラン」が策定され、さらに平成14年の「少子化対策プラスワン」では、“男性を含めた働き方の見直し”が図られています。

次世代育成支援対策推進法

こうした動向の下、平成15年7月に「次世代育成支援対策推進法」が成立しました。この法律では、県及び市町村に地域行動計画の策定を義務付けるとともに、国及び地方公共団体の機関には、職員の子育て支援を目的とする特定事業主行動計画の策定が義務付けられました。さらに、300人を超える従業員を有する企業においても、従業員の子育て支援を目的とする一般事業主行動計画の策定が義務付けられています。

次世代育成支援の8つの視点

市町村行動計画の策定に際して、国は、次世代育成支援対策推進法の規定に基づき、「行動計画策定指針」を定めました。これによると、次世代育成支援では、仕事をしている親だけでなく、すべての子育て家庭を対象とした取組の充実を図るとともに、子どもの権利を尊重する考え方に立っています。さらに、次代の親を育てることや、子育てを社会全体の課題として捉えることなども盛り込まれ、地域ぐるみの子育て支援社会づくりが必要とされています。

行動計画策定指針に示された、国が掲げる8つの視点は、次のとおりです。小牧市では、これらの視点を踏まえるとともに、市の現状等を勘案しながら、この計画を策定しました。

市町村行動計画策定にあたっての基本的な視点 (行動計画策定指針より)	
1	子どもの視点
2	次代の親づくりの視点
3	サービス利用者の視点
4	社会全体による支援の視点
5	すべての子どもと家庭への支援
6	地域における社会資源の効果的な活用の視点
7	サービスの質の視点
8	地域特性の視点

2

計画策定の趣旨

小牧市においても、少子化は進行しつつあります。少子化の進行に歯止めをかけ、少子化が社会にもたらす様々な影響を解消し、未来に希望がもてる小牧市を実現していくことが、この計画を策定する趣旨といえます。

次世代育成支援対策では、子育ての第一義的責任を有するのは父母その他の保護者であるとの考えに立っていますが、一方で、子育てを社会全体で支えることの必要性も重視しています。家庭や学校だけでなく、地域社会や企業が子育ての重要性を認識し、支援していくという共通認識が必要となります。

また、次世代育成支援対策推進法では、一般事業主行動計画の策定などの、職場における取組も重視されています。働く親への支援を充実させるためには、企業等の取組を促すことが必要であり、そのためにも子育て支援の重要性を認識し、理解する共通の指針が必要となります。

この「小牧市次世代育成支援対策行動計画」は、子育てを社会全体で支援することの必要性を認識するとともに、行政をはじめ、家庭、学校、地域社会、企業等が取り組む共通の指針として策定したものです。

3

計画の性格

この計画は、小牧市における子育て支援の環境整備、子どもの健全育成活動等の諸施策を、広い範囲から進めていくための指針として策定したものです。

この計画は、「次世代育成支援対策推進法」第7条第1項の規定に基づいて国が定めた行動計画策定指針の趣旨を踏まえ、第8条の規定により小牧市が策定した行動計画です。

この計画は、小牧市総合計画に基づき、その諸施策を具現化するとともに、児童育成計画、障害者計画、母子保健計画、男女共同参画基本計画等、市の関連計画との整合性を図りながら策定した計画です。

4

計画の期間

この計画の期間は、次世代育成支援対策推進法の規定に基づき、平成17年度から平成21年度までの5年間とします。



第2章

小牧市の現状

1

人口・世帯等の状況

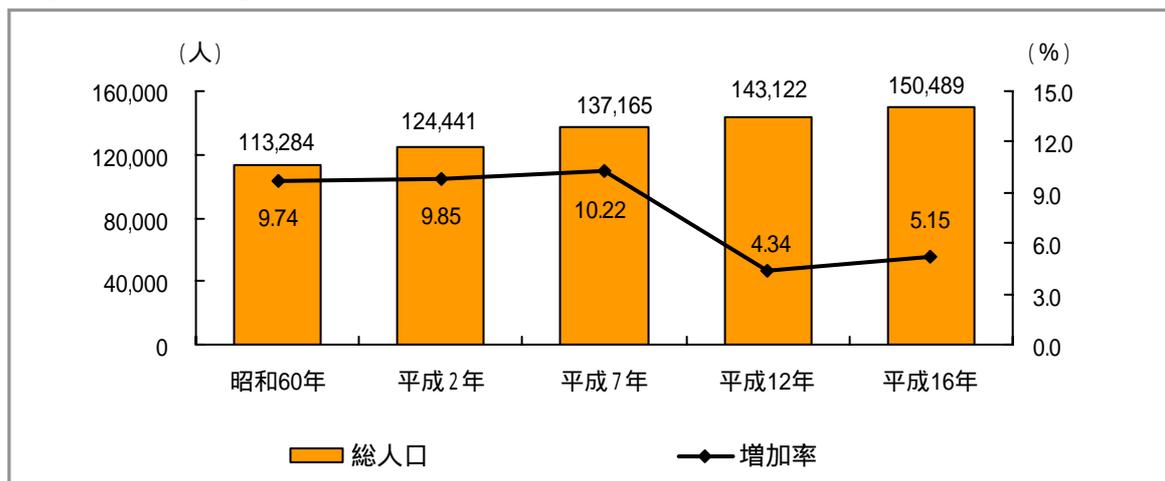
1 - 1 人口の推移と人口構成

住民基本台帳によると、平成16年10月1日現在の小牧市の総人口は150,489人となっています。

人口の推移を国勢調査で見ると、人口は増加傾向にあります。しかし、平成7年まで上昇していた増加率は、平成12年には4.34%となっており、人口の増加が鈍化しています。

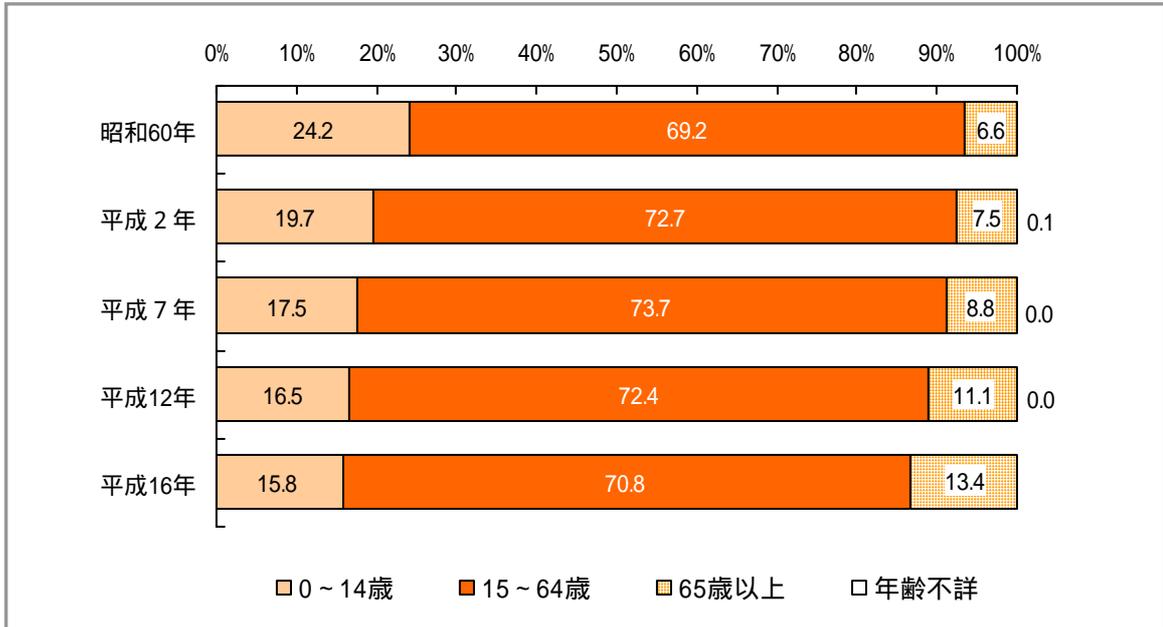
年齢3区分別人口の推移を国勢調査で見ると、0～14歳の年少人口は割合が低くなる傾向にあり、昭和60年の24.2%から平成12年には16.5%に減少しています。また、平成16年（住民基本台帳）には15.8%となっています。これに対し、65歳以上の老年人口の割合は高くなる傾向にあり、本市においても少子・高齢化が進行しています。

< 総人口の推移及び増加率 >



資料：国勢調査。ただし、平成16年は住民基本台帳（平成16年10月1日）

< 年齢 3 区分別人口割合の推移 >



資料：国勢調査。ただし、平成16年は住民基本台帳（平成16年10月1日現在）
 年齢3区分とは、年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15歳～64歳）、老年人口（65歳以上）

< 通園、通学者の状況 >

	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年
0～5歳人口	9,838	9,932	9,907	9,993	9,859
保育園（公立）通園者数（人）	2,071	2,135	2,193	2,330	2,333
人口に占める割合（％）	21.1	21.5	22.1	23.3	23.7
幼稚園通園者数（人）	2,359	2,301	2,300	2,288	2,322
人口に占める割合（％）	24.0	23.2	23.2	22.9	23.6
6～11歳人口	9,033	9,066	9,130	9,203	9,301
小学校（公立）通学者数（人）	8,947	8,958	8,993	9,028	9,111
人口に占める割合（％）	99.0	98.8	98.5	98.1	98.0
12～14歳人口	4,858	4,756	4,617	4,569	4,442
中学校（公立）通学者数（人）	4,577	4,478	4,349	4,292	4,189
人口に占める割合（％）	94.2	94.2	94.2	93.9	94.3

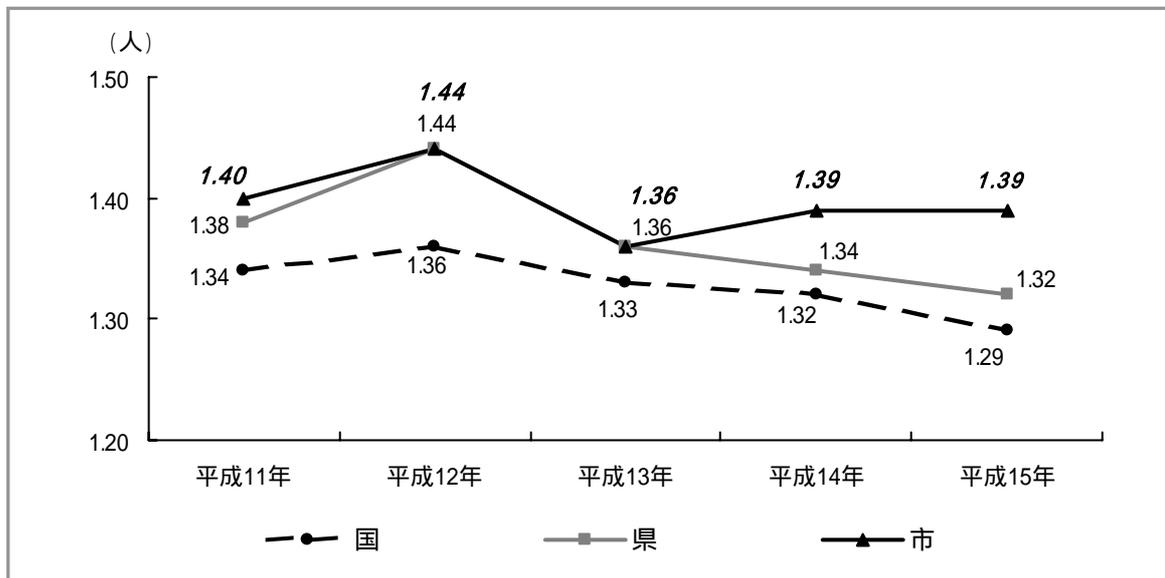
資料：人口は住民基本台帳（各年4月1日現在）
 保育園は児童課（各年4月1日現在）
 幼稚園・小学校・中学校は学校教育課（各年5月1日現在）

1 - 2 少子化の進行

本市の合計特殊出生率は、増減を繰り返しており、平成15年には1.39となっています。国、県と比較すると、平成13年までは県の平均値とほぼ同じように推移していましたが、平成14年は全国や県の平均よりも高くなっています。

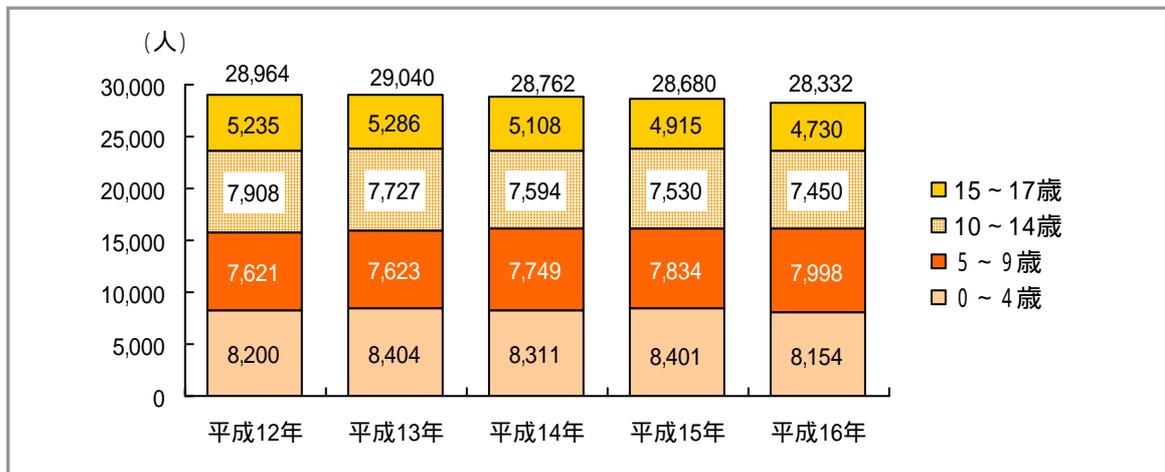
0～17歳までの児童人口の推移をみると、平成13年以降は少しずつ減少しており、平成16年には28,332人となっています。年齢区別に人口の推移をみると、5～9歳以外の年齢層では減少がみられ、平成12年以降最も少ない人数となっています。

< 合計特殊出生率の推移 >



資料：全国、愛知県は人口動態統計。小牧市は愛知県衛生年報
合計特殊出生率：15歳から49歳までの女子のその年の年齢別・一人当たり出生児童数を合計したもので、一人の女性が一生のうち平均何人の子どもを産むかを示しています。

< 児童人口の推移 >



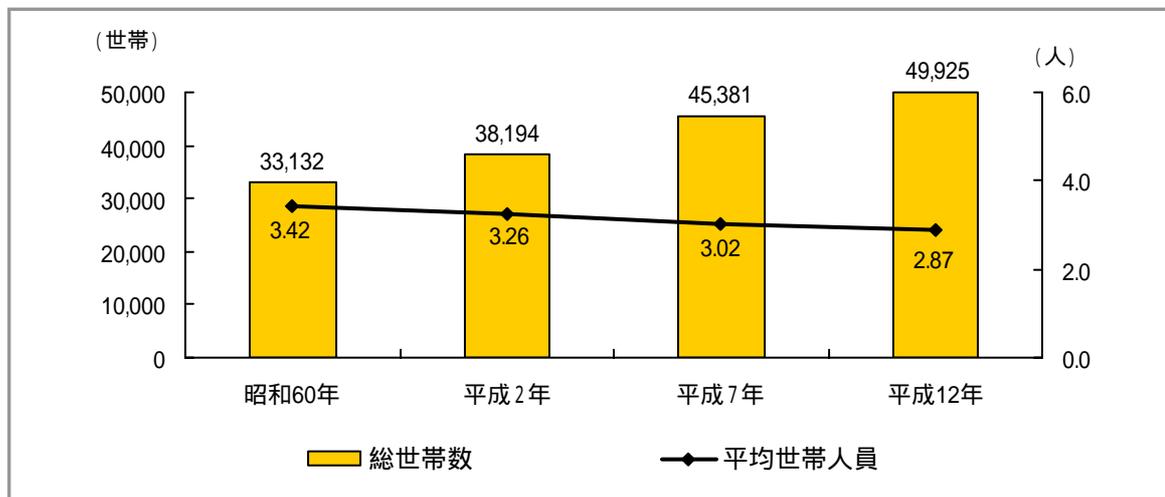
資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

1 - 3 世帯の動向

国勢調査によると、小牧市の世帯数は増加を続けており、平成12年には49,925世帯となっています。

一世帯あたりの平均世帯人員は減少傾向にあり昭和60年の3.42人から平成12年には2.87人となっています。この間の減少は0.55人で、世帯の少人数化が少しずつ進んでいます。

< 世帯数と平均世帯人員の推移 >



資料：国勢調査

国勢調査によると、6歳未満の児童のいる世帯数は増加し、18歳未満の児童のいる世帯数は減少しています。総世帯に占める割合は、6歳未満、18歳未満のいる世帯ともに減少傾向にあります。

< 6歳未満・18歳未満の児童のいる世帯数の推移 >

	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年
総世帯数 (世帯)	33,132 100.0%	38,194 100.0%	45,381 100.0%	49,925 100.0%
6歳未満の児童のいる世帯数 (世帯)	6,187 18.7%	6,153 16.1%	6,678 14.7%	7,326 14.7%
18歳未満の児童のいる世帯数 (世帯)	18,405 55.6%	17,465 45.7%	16,664 36.7%	16,525 33.1%

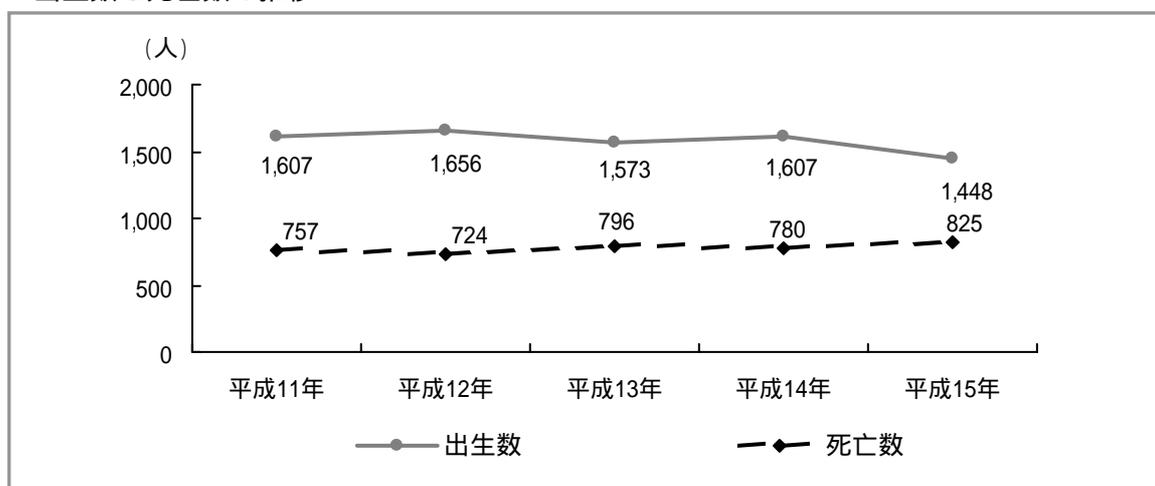
資料：国勢調査

1 - 4 自然動態（出生・死亡）

出生数と死亡数の推移をみると、出生数は、平成11年以降1,600人前後で推移していましたが、平成15年は1,500人を下回っています。一方、死亡数は、平成11年以降700人台で推移していましたが、平成15年は800人を超えています。

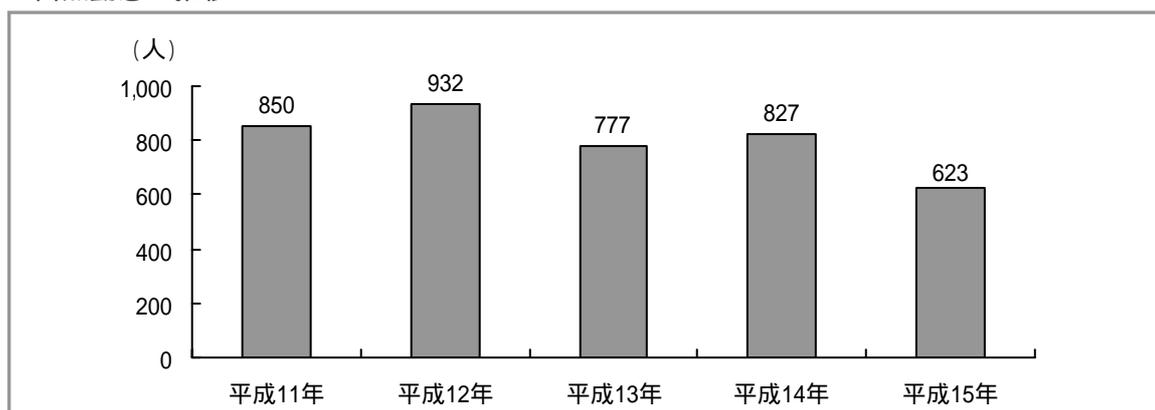
出生と死亡による人口の増減をみると、出生数が死亡数を上回る自然増加が続いており、平成15年は623人の増加となっています。

< 出生数と死亡数の推移 >



資料：愛知県衛生年報

< 自然動態の推移 >



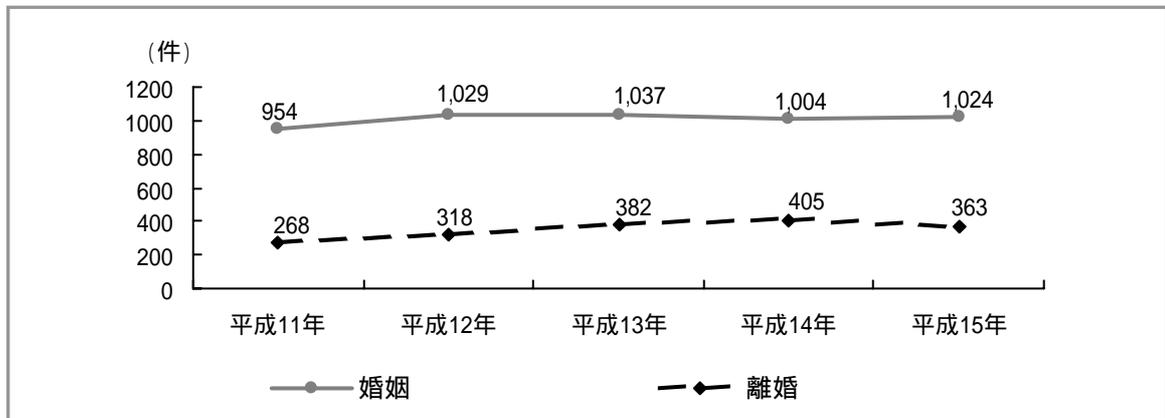
資料：愛知県衛生年報

1 - 5 婚姻・離婚

婚姻件数は、平成12年以降1,000件台で推移しており、平成15年は1,024人となっています。婚姻率（人口千対）をみると、平成15年の本市の婚姻率は6.8で、全国平均の5.9、愛知県平均6.4を上回っています。

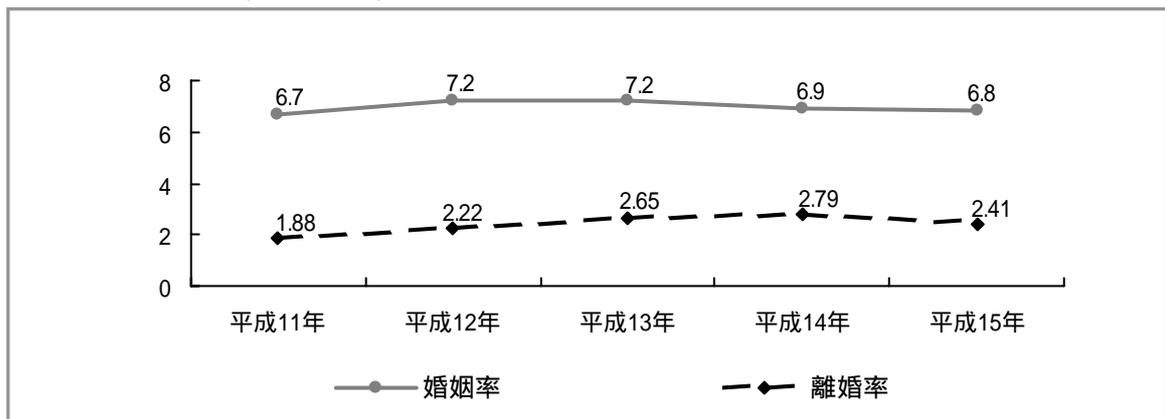
離婚件数は増加傾向にありましたが、平成15年は若干減少し、363件となっています。離婚率（人口千対）は、平成15年は2.41で前年よりも減少していますが、全国平均の2.25、愛知県平均の2.12を上回っています。

< 婚姻・離婚件数の推移 >



資料：愛知県衛生年報

< 婚姻率と離婚率（人口千対）の推移 >



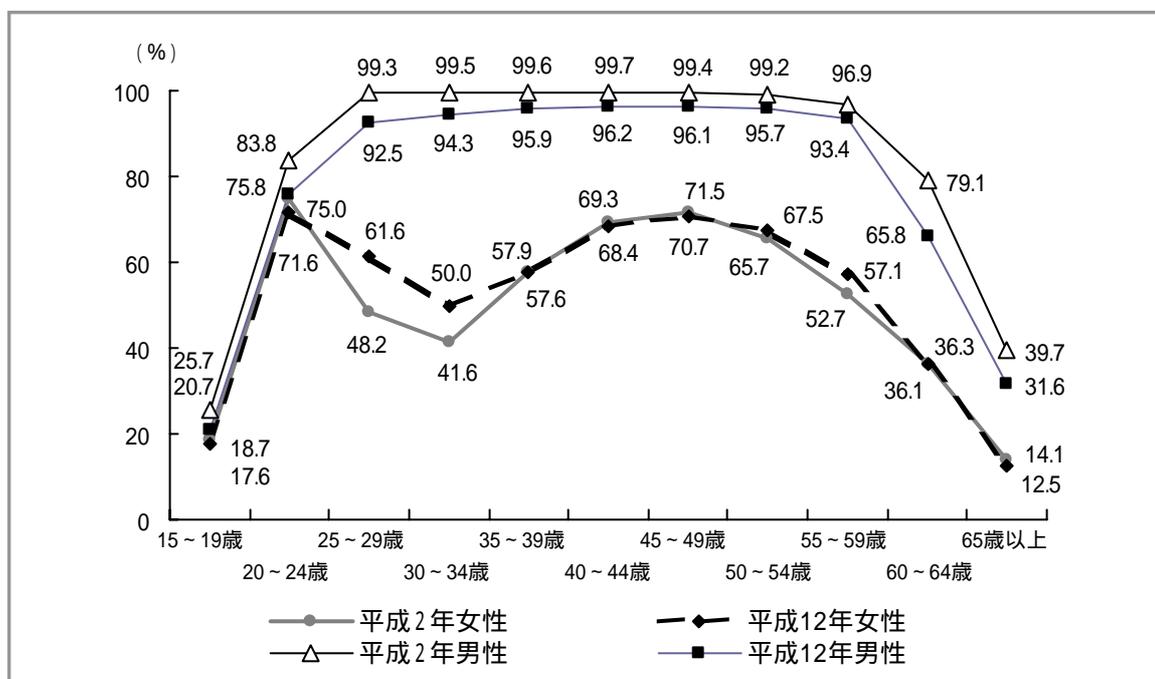
資料：愛知県衛生年報

1 - 6 就業状況

平成12年の性別年齢別就業率をみると、男性は、20代後半から50代後半までが9割以上を占める山型のカーブを描いています。一方女性は、出産・育児期にあたる25～29歳、30～34歳を谷とするM字型カーブを描いています。

平成2年と平成12年とを比較してみると、男性には大きな変化はみられませんが、女性はM字型カーブの谷にあたる年齢層で大きな変化がみられ、25～29歳では13.4ポイント、30～34歳では8.4ポイントの増加がみられます。

<性別年齢別就業率>



資料：国勢調査

2

子どもに関する施策の状況

2 - 1 保育所の状況

認可保育所の状況

本市の認可保育所は18か所で、平成16年度の定員数は2,330人となっています。保育士については順次確保を行い、受入体制の充実を図っています。また、定員についても見直しを毎年行い充実を図っています。

特別保育の状況は、乳児保育、延長保育、一時保育、障害児保育が全園で実施されています。なお、休日保育・夜間保育・病後児保育等については、現在未実施となっています。

< 認可保育所数、入所者数、定員、保育士数等の推移 >

	認可保育所数 (か所)	入所者数 (人)	定員 (人)	保育士数 (人)	入所待機 児童数 (人)
平成11年度	18	1,950	2,100	245	7
平成12年度	18	2,071	2,120	267	7
平成13年度	18	2,135	2,150	268	26
平成14年度	18	2,193	2,170	271	21
平成15年度	18	2,330	2,260	279	48
平成16年度	18	2,333	2,330	287	48

資料：児童課（各年度4月1日現在）

< 特別保育の利用者数の推移 >

	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
乳児保育（人）	348	370	371	340	370
延長保育（人）	749	773	820	936	1,048
一時保育（人）	96	122	96	76	57
障害児保育（人）	36	34	48	47	54

年間実利用者数

資料：児童課（各年度4月1日現在）

< 認可保育所のサービス実施状況一覧 >

	保育所名	定員 (人)	通常保育 (人)	特別保育(人)			
				乳児	延長	一時	障害児
公 立	第二保育園	120	135	22	69	5	4
	第三保育園	150	158	29	100	2	0
	味岡保育園	140	142	23	70	1	5
	三ツ淵保育園	100	108	14	42	0	2
	陶保育園	100	95	17	54	5	2
	篠岡保育園	170	166	30	93	9	6
	大山保育園	140	143	40	82	3	3
	北里保育園	110	108	22	54	0	1
	岩崎保育園	140	128	28	74	3	2
	小木保育園	80	65	13	29	0	1
	一色保育園	90	101	14	39	3	3
	三ツ淵北保育園	90	82	16	28	3	2
	さくら保育園	160	178	33	84	6	2
	山北保育園	170	167	36	76	7	2
	本庄保育園	120	135	15	57	4	2
藤島保育園	80	78	12	33	1	3	
古雅保育園	200	163	32	104	2	2	
大城保育園	170	181	25	90	3	2	
計	2,330	2,333	421	1,178	57	44	

資料：児童課（平成16年4月1日現在）
前年度実利用者数

認可保育所以外の保育施設の状況

認可外保育施設は、児童福祉法に基づく児童福祉施設として県などの認可を受けていない保育施設です。設置主体は個人や団体、民間会社などで、利用形態も様々です。また、事業所内保育施設（企業内、院内）なども該当します。

現在、市に届出のあった認可外保育施設は9か所で、うち事業所内保育所は2か所となっています。

< 認可保育所以外の民間保育施設等の状況 >

保育施設名	利用児童数 (人)	保育施設名	利用児童数 (人)
こぐま・たんぼぼ共同保育所	16	ちびっこランド小牧中央園	17
ちびっこランド桃花台園	5	ひまわりハウス	15
ポケットクラブ	4	竹の子共同保育所(院内保育施設)	31
クリヤンサハリス	28	つづき託児所(企業内保育施設)	10
トットランド桃花台	9		

資料：児童課（平成16年4月1日現在）

2 - 2 地域における子育て支援

子育て支援センター

地域子育て支援センターは、育児相談（来所・電話）や子育て講座、機関紙の発行、子育てサークルの育成・支援、自由来所など、子育て中の親子を対象に、育児の仕方等について支援を行っています。

ファミリーサポートセンター

ファミリーサポートセンターは、女性が幅広く社会参加ができるよう、地域において子育てを手助けしてほしい人（依頼会員）と、子どもを預かるなどの育児を手伝いたい人（援助会員）が、お互いに助け合う会員組織です。利用内容は、保育所・学校等休み時の援助、学童保育の迎え及び帰宅後の預かり、保護者等の短時間・臨時的就労の場合の援助などが多く、既存の保育施設では応じきれない変動的、変則的な子育てニーズに対応しています。

<ファミリーサポートセンター事業の実施状況>

実施施設名	小牧市ファミリーサポートセンター
場所（住所）	小牧5丁目253番地（児童センター内）
依頼会員数	428人
援助会員数	99人
利用料金	1時間あたり700円（基本活動日・時間以外は100円増）
利用曜日、時間	基本活動日：月曜日～金曜日 基本活動時間：午前7時から午後7時まで

資料：平成16年10月1日現在

<ファミリーサポートセンターの活動集計>

内容	時間	内容	時間
保育所・学校等休み時の援助	823.0	保護者等の買い物等外出の場合の援助	50.5
学童保育の迎え及び帰宅後の預かり	426.5	保育園・幼稚園の登園前の預かり及び送り	42.5
保護者等の短時間・臨時的就労の場合の援助	355.5	保護者等の病気、その他急用の場合の援助	39.5
保育園・幼稚園の迎え及び帰宅後の預かり	287.5	他の子どもの検診	32.5
学童保育の迎え	155.0	その他	186.5
保育所等施設入所前の援助	50.5	合計	2449.5

資料：平成15年度実績

2 - 3 幼稚園の状況

本市の幼稚園数は、公立幼稚園 1 か所、私立幼稚園10か所の計11か所です。平成16年の園児数は公立、私立をあわせて2,322人となっています。年次推移をみると、公立幼稚園の園児数は増加傾向にあります。私立幼稚園の園児数は、平成15年までは減少傾向にありましたが、平成16年は増加に転じています。

< 公立幼稚園児数等の推移 >

	平成 12 年	平成 13 年	平成 14 年	平成 15 年	平成 16 年
幼稚園数 (か所)	1	1	1	1	1
園児数 (人)	118	136	133	150	165
定員 (人)	180	180	180	180	180
教職員数 (人)	11	12	12	12	12

資料：学校教育課（各年 5 月 1 日現在）

< 私立幼稚園児数等の推移 >

	平成 12 年	平成 13 年	平成 14 年	平成 15 年	平成 16 年
幼稚園数 (か所)	10	10	10	10	10
園児数 (人)	2,247	2,168	2,162	2,134	2,158
定員 (人)	2,789	2,719	2,719	2,719	2,719
教職員数 (人)	131	133	132	136	138

資料：学校教育課（各年 5 月 1 日現在）

2 - 4 小学校の状況

本市の小学校は、公立小学校が16校です。平成16年の総児童数は9,111人となっています。

総児童数の推移は増加傾向にあり、教職員数についても増員を行い充実を図っています。

< 小学校数・小学校児童数等の推移 >

		平成 12 年	平成 13 年	平成 14 年	平成 15 年	平成 16 年
公立	小学校数 (か所)	16	16	16	16	16
児童数 (人)	1 年生 (人)	1,501	1,588	1,484	1,517	1,525
	2 年生 (人)	1,471	1,497	1,590	1,479	1,524
	3 年生 (人)	1,445	1,474	1,491	1,578	1,476
	4 年生 (人)	1,477	1,439	1,464	1,486	1,569
	5 年生 (人)	1,431	1,474	1,437	1,466	1,489
	6 年生 (人)	1,572	1,435	1,467	1,440	1,461
	特殊学級 (人)	50	51	60	62	67
総児童数 (人)		8,947	8,958	8,993	9,028	9,111
教職員数 (人)		454	460	479	473	495

資料：学校教育課（各年5月1日現在）

2 - 5 放課後児童クラブの状況

平成16年の放課後児童クラブ数は16クラブ、1～3年生の852人を受け入れています。各児童クラブの実施内容は以下のとおりです。

< 放課後児童クラブの実施内容 >

児童クラブ名	開設場所	児童数 (人)	指導員数 (人)	開設時間		
				平日	土曜日 など	夏休み等
桃ヶ丘児童クラブ	桃ヶ丘小学校内教室	47	3	授業終了後～ 18:00	8:30～ 18:00	8:30～ 18:00
一色児童クラブ	一色小学校内教室	49	3(1)			
米野児童クラブ	米野小学校内教室	68	3			
北里児童クラブ	北里小学校内教室	56	2			
本庄児童クラブ	本庄小学校内教室	66	3			
光ヶ丘児童クラブ	光ヶ丘小学校内教室	72	3			
篠岡児童クラブ	篠岡小学校内教室	59	3			
小牧児童クラブ	小牧小学校内教室	79	3			
味岡児童クラブ	味岡小学校内教室	73	3(1)			
小牧原児童クラブ	小牧原小学校内教室	58	3			
小木児童クラブ	小木小学校内教室	23	2			
村中児童クラブ	村中小学校内専用施設	27	2			
小牧南児童クラブ	小牧南小学校内専用施設	13	2			
三ツ淵児童クラブ	三ツ淵小学校内専用施設	40	2			
陶児童クラブ	陶小学校内専用施設	21	2			
大城児童クラブ	大城児童館予定地内専用施設	101	4			
合 計		852	43(2)			

() は障害児加配分

資料：児童課（平成16年10月）

2 - 6 母子保健事業等の状況

親子健康手帳は、妊娠の届出のあった人に交付するもので、妊娠・出産・育児に関する親子の健康状態を一貫して記録し、こころとからだの成長や健康管理に役立てることを目的としています。平成15年度は、1,605件の交付となっています。

妊婦健康診査は、妊娠中の母体の健康状態を診査するもので、妊娠前期・後期の2回行っています。平成15年度の受診率は前期が97.6%、後期が87.4%となっています。

平成15年度の乳幼児の健康診査の受診率は、4か月児健康診査が99.1%、1歳6か月児健康診査が95.3%、3歳児健康診査が91.1%となっており、いずれも90%を超えています。

歯科健診については、1歳6か月児歯科健康診査と3歳児歯科健康診査の受診率は90%を超えていますが、2歳3か月児歯科健康診査は82.5%にとどまっています。

< 親子健康手帳の交付状況（妊娠届出数） >

年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
交付件数 (件)	1,695	1,660	1,669	1,632	1,605

資料：保健センター

< 妊婦健康診査の受診状況 >

年度	平成11年度		平成12年度		平成13年度		平成14年度		平成15年度	
	前期	後期								
実施時期										
対象者数 (人)	1,749	1,804	1,826	1,891	1,678	1,750	1,686	1,868	1,603	1,663
受診者数 (人)	1,718	1,619	1,632	1,619	1,585	1,471	1,592	1,570	1,564	1,454
受診率 (%)	98.2	89.7	89.4	85.6	94.5	84.0	94.4	84.0	97.6	87.4

資料：保健センター

< 各種健康診査の受診状況 >

年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
4か月児健康診査 (%)	97.4	98.8	98.4	99.2	99.1
1歳6か月児健康診査 (%)	93.5	94.3	94.9	93.8	95.3
3歳児健康診査 (%)	91.4	90.1	91.5	90.5	91.1

資料：保健センター

< 歯科健康診査の受診状況 >

年度	平成 11 年度	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度
1 歳 6 か月児歯科健康診査(%)	93.3	94.3	94.9	93.9	95.2
2 歳 3 か月児歯科健康診査(%)	77.7	79.8	82.6	83.6	82.5
3 歳児歯科健康診査 (%)	90.6	90.0	91.4	90.9	90.8

資料：保健センター

親子の健康づくりや子どもの情操を豊かにすることを目的に、健康教育や教室、育児相談、講座の開催などを行っています。

< パパママ教室 >

年度	平成 11 年度	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度
実施回数 (回)	48	39	39	39	18
参加人数 (人)	528	524	511	622	393
父親参加率 (%)	7.6	11.8	12.3	10.2	37.7
内 容	自己紹介、講話（妊娠中の食事）、調理実習、試食 講話、妊娠中の心体の変化、母乳について 先輩ママ、妊婦との交流会 平成 11 年～14 年は 4 回コース、平成 15 年は 3 回コース				

資料：保健センター

< 離乳食教室（後期） >

年度	平成 11 年度	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度
実施回数 (回)	12	12	12	12	12
参加人数 (人)	166	183	168	166	187
内 容	7 か月以降の乳児を対象に、離乳食後期の講話と作り方（試食あり）				

資料：保健センター

< 歯みがき教室 >

年度	平成 11 年度	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度
実施回数 (回)	18	18	18	17	18
参加人数 (人)	1,913	1,791	1,513	1,567	1,773
内 容	市内保育園にて、6 歳臼歯が萌出しはじめる時期の子ども、親に対し、歯の大切さ、う蝕予防、正しい食生活について学習、8 0 2 0 を達成できるよう啓発（食事の話、むし歯について、染め出し歯みがき指導、6 歳臼歯について）				

資料：保健センター

<にこにこむし歯予防教室>

年度	平成 11 年度	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度
実施回数 (回)				12	12
参加人数 (人)				103	139
内 容	う蝕予防を目的とした生活習慣が身につくよう支援(歯の構造について むし歯について 食事とおやつについて)				

資料：保健センター

<家族の健康を考える食生活講座>

年度	平成 11 年度	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度
実施回数 (回)				(ミニ版)3	6
参加人数 (人)				(ミニ版)7	11
内 容	自分自身の食生活を見直し、家庭や周りの方々の健康づくりを考え、自分の健康は自分で守るという意識を高め、さらに、食事をとおし家族のつながりを深め、家族全体の健康を考える(講話と調理実習)				

資料：保健センター

<なかよし教室>

年度	平成 11 年度	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度
実施回数 (回)	36 (1クール6回)	36 (1クール6回)	36 (1クール6回)	36 (1クール6回)	36 (1クール6回)
参加人数 (人)	31	81	66	51	71
延べ参加人数(人)	137	259	241	282	255
内 容	遊びを通して人との関係をうまくもつことを体験し、日常生活の中で発達をうながしていくことができるよう支援する。				

資料：保健センター

2 - 7 児童館、児童遊園の状況

児童館は、児童の健康を増進し、かつ情操を豊かにし、児童の健全育成を図ることを目的としています。本市には、児童センターをはじめ、各地域に6か所の児童館が設置されており、平成17年11月には、さらに西部コミュニティ施設に併設され7か所となります。児童館では、様々な遊びや各種の行事を通して心身の健全な発達を助長するとともに、年齢の異なる子どもたちのふれあいを通じた仲間づくりなどを行っています。また、親子や地域ぐるみの交流の場として、母親クラブなどの拠点としても活用されています。

そのほかに、子どもたちに健全な遊びの場の提供を行うため、地域で児童遊園の整備を図っています。現在、野口児童遊園をはじめ、83か所が設置されています。

< 児童館の利用状況（平成15年度） >

幼児	小学生	中学生	その他	合計
50,444	58,924	12,232	48,430	170,030

個人利用のみ

資料：児童課

2 - 8 相談事業の状況

子育てにおける悩みや、保健・福祉に関する各種相談事業を行っています。

< 相談事業の状況 >

事業名	場所	事業内容
子育て相談	児童課 (子育て支援センター)	乳幼児の子育ての仕方についての助言、指導を行っている
家庭児童相談	ふれあいセンター	家庭における児童問題や家族の相談に応じ、助言、指導を行っている
母子相談	児童課 (ふれあいセンター)	母子家庭の経済的自立支援についての相談に応じ、助言、指導を行っている
育児相談	保健センター 市内4児童館	発育、子育て、母乳、食生活などについて、助産師、保健師等が対応
母乳相談	保健センター	母乳について助産師が対応
電話相談	各保育園、保健センター (こまねっと)	子育て、言葉、成長、発達、病気などの疑問、不安、心配についての相談に対応

資料：児童課、保健センター

3

これまでの取組状況

これまでの小牧市における子育て支援を担ってきた「小牧市児童育成計画」では、“笑顔かがやく小牧っこ”を計画の理念とし、次代を担う子どもの健やかな成長をめざしてきました。計画の基本方針には、“母子の健康増進”、“保育の充実”、“教育の向上”、“社会環境の整備”の視点から4つを設定しています。

目標の表現に見られるとおり、小牧市児童育成計画は子どもの健やかな成長をめざした計画であったといえます。この点は、次世代育成支援対策行動計画にも引き継がれる部分ですが、本計画では、全ての子育て家庭への支援や、次代の親を育てるなどの国の視点にもみられるとおり、さらに幅広い内容を持つ子育て支援計画として位置づけることが求められています。

小牧市児童育成計画の構想

『計画の理念』

笑顔かがやく小牧っこ

『基本方針』

健やかな子どもを生ま育てる

安心して子どもを育てる

心豊かなたくましい子どもを育てる

子どもと子育てにやさしい環境をつくる

平成 12 年 3 月策定

第3章

計画の基本理念と基本目標

1

計画の基本理念と基本目標

未来の小牧市を担う子どもたちを育てるためには、子どもたちがいろいろな経験をしながら成長できる環境をつくる必要があります。家庭、学校、地域社会・企業・行政等がそれぞれ役割分担をし、子どもたちが成長できる環境を実現する必要があります。同時に、子ども自身が、自らの未来に希望を持って成長できるように支援していくことも大切です。そして、そのためには、親をはじめ子どもたちをとりまく大人たちが、子どもの権利を尊重し、子どもへの愛情を持って接していく必要があります。

こうした考えから、計画の基本理念を以下のように設定するとともに、子育て支援への理解の促進、子育て家庭への支援、子ども自身の成長への支援、健康づくり、安心づくりの観点から、以下の5つの基本目標を設定します。

基本理念

みんなでつろう、子どもの笑顔があふれる未来・こまき

基本目標

- 1 子育て支援社会の基礎をつくる
- 2 すべての子育て家庭をささえる
- 3 子どもの豊かな人間性をはぐくむ
- 4 親子の健康づくりをささえる
- 5 子どもの安全・子育ての安心をささえる



第4章

施策の方向と実施目標

1

子育て支援社会の基礎をつくる

目標の趣旨

国の基本理念にも示されているとおり、子育ての第一義的責任は父母その他の保護者が担うのが一般的な概念です。しかしながら、少子化が進み続ける現状や、児童虐待など子育て負担に起因する社会問題が多発している現状を踏まえると、もはや子育てを家庭任せにはしておけないのが現状です。

高齢者や障害者の福祉課題を社会的に支えていこうとする考え方と同様に、子育ての問題も地域の福祉的課題として捉え、社会的に支援していこうというのが次世代育成支援の考え方です。

しかしながら、こうした考え方は、社会に浸透しているとはいえません。特に、仕事と子育ての両立の問題などでは、企業における取組も重要となり、さまざまな場面で子育て支援の視点に立つ意識の変革が求められます。

男性、企業、地域住民が、子育て支援の重要性を理解し、積極的に取り組めるようにする啓発活動が必要と考えられます。

そこで、計画の1つめの基本目標を「**子育て支援社会の基礎をつくる**」とし、地域や企業等も含めた意識啓発を盛り込んでいくことが必要と考えます。

基本目標1「子育て支援社会の基礎をつくる」の体系

重点施策	施策の方向
1-1 子育て支援についての意識づくり	子育て支援への共通理解のための啓発 子どもの権利についての意識啓発
1-2 地域における子育て支援の充実	子育ての仲間づくり 親どうしの交流の場づくり 地域における子育て支援体制の整備
1-3 働き方の見直し	家庭生活や子育てにおける男女共同参画の推進 働き方の見直しに対する雇用主や男性の意識啓発 企業における子育て支援への取組の促進

1 - 1 子育て支援についての意識づくり

現状と課題

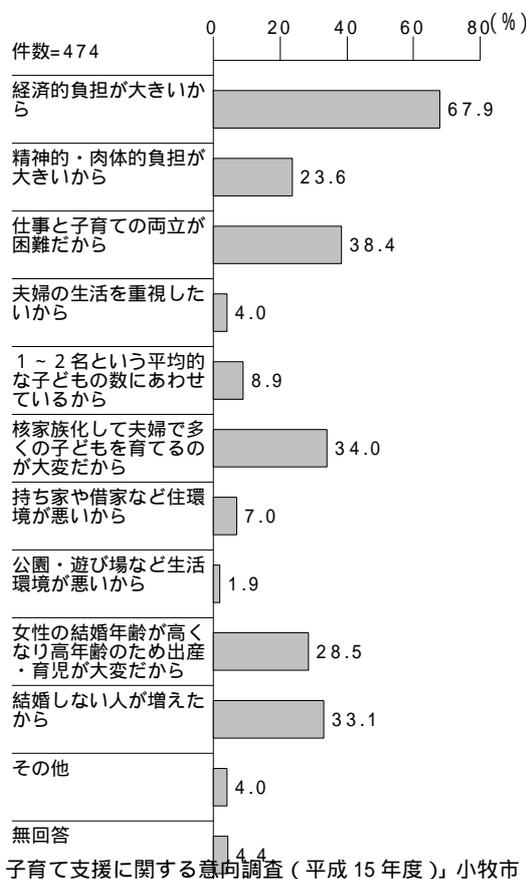
合計特殊出生率が低下し続けている近年の傾向から、社会の少子化が進み続けていることがわかります。小牧市が平成15年に実施した「子育て支援に関する意向調査」では、少子化が進む要因として「経済的負担の大きさ」が最も着目されていますが、他にも「仕事との両立が困難」であることや、「核家族化の進行による子育て負担の増大」、「結婚しない人が増えた」ことなど、様々な理由が指摘されています。

このように、少子化は、様々な社会的問題を背景に生じた社会現象であると考えられ、その解消には社会全体での取組が必要となってきました。一般企業における子育て支援環境づくりに取り組む行動計画(一般事業主行動計画)づくりが、次世代育成支援対策推進法に盛り込まれたことは、その一環であると考えられます。しかしながら、一般的には、子育ての責任は家庭にあるものと考えられており、子どもがいない家庭や、すでに子どもが成人した家庭など(子育てを終えた世帯)は、子育て支援とは無関係であるとする風潮があることも事実です。また、一部を除いて、企業の現場が子育て支援に十分な理解を示しているとはいえないのが現状です。

こうした現状を解消し、社会的に子育てを支援していく風潮をつくるためには、家庭や学校だけでなく、地域社会や企業等も含めて、子育てを支えていく意識を高めていく必要があります。そして、その背景には、子ども自身を権利の主体として認める意識の醸成が必要です。

少子化が進んだ要因

【一般調査】



資料：「子育て支援に関する意向調査(平成15年度)」小牧市

施策の方向

子育て支援への共通理解のための啓発

少子化の進行を社会全体の問題として捉え、社会全体で取り組んでいかなければならないという啓発活動を行うこと等により、家庭をはじめ、地域や企業などが連携して子育てを支えていく社会を実現する共通理解の形成を図ります。

子どもの権利についての意識啓発

子どもの権利条約や、憲法に基づく人権尊重の理念を踏まえた啓発を行い、子どもの権利を尊重する意識を高めるとともに、子どもの権利の視点に立つ子育て支援社会の形成をめざします。

主な事業

主要事業	事業内容	担当課
(1)小牧市次世代育成支援対策行動計画の推進	全ての家庭における子育てを支援する仕組みづくりと環境づくりに向けて、家庭、地域、職場、学校などの協力を得ながら、「小牧市次世代育成支援対策行動計画」の推進に取り組みます。	児童課
(2)児童福祉週間の行事事業	児童福祉週間期間中の5月5日は、温水プールを子どもたちに無料開放します。	児童課

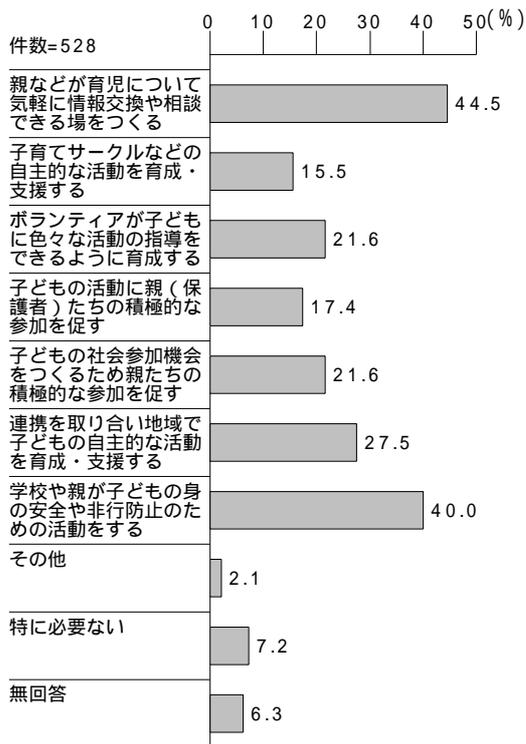
1 - 2 地域における子育て支援の充実

現状と課題

核家族化の進行などの家族形態の変化は、子育て中の親（特に母親）が孤立する状況を招き、子育て不安や精神的な負担を増大させる傾向にあります。市の調査結果にもみられるように、安心して子育てをするためには、親どうしの情報交換や相談の場が求められていることから、子育て中の親が気軽に活用できる場づくりをはじめ、親どうしの交流や仲間づくりを支援する環境を地域に作っていくことが必要です。

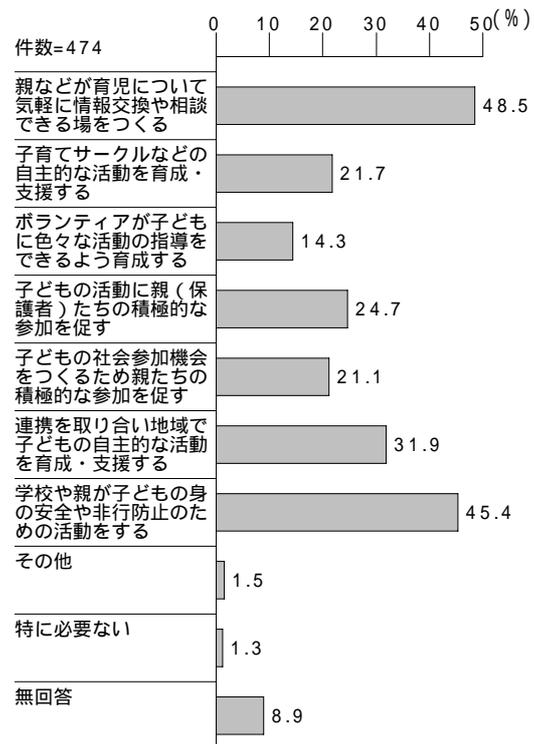
安心して子育てするために必要なこと

【中・高校生調査】



(複数回答 / 3つまで)

【一般調査】



(複数回答 / 3つまで)

資料：「子育て支援に関する意向調査（平成15年度）」小牧市

施策の方向

子育ての仲間づくり

子育て中の親どうしが交流することを通じて、子育てサークルなどの仲間づくりができるよう、子育てサークルの活動への支援や、サークルに関する情報提供、様々なグループや組織等のネットワーク化などに努めます。

親どうしの交流の場づくり

子育て中の親が気軽に集まれる場をつくることで、親どうしの交流を促し、情報交換できる環境づくりに努めます。

地域における子育て支援体制の整備

子育て家庭に対する育児相談や子育てサークル支援等を行う子育て支援センターの充実を図ります。また、ファミリーサポートセンター事業の充実を図り、援助会員や依頼会員の拡大に努め、地域を基盤に子育てを支援する体制を整備します。同時に、ボランティアやNPO団体等による子育て支援サービスへの支援を強化するなど、地域における子育て支援サービス資源の充実と有効活用を図ります。

主な事業

主要事業	事業内容	担当課
(1)子育て支援センター事業	児童館等において、乳幼児の保育に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、子育てサークルの支援等を行います。	児童課
(2)子育て支援ネットワークづくり	子育て支援センターと保育園などの関係機関とのネットワーク化を図ります。	児童課
(3)ファミリーサポート・センター事業	地域において子育てを手助けしてほしい人（依頼会員）と、子どもを預かるなどの育児を手伝いたい人（援助会員）との連絡調整を行うとともに、講習やその他必要な援助を行います。	児童課
(4)ファミリーサポートセンターネットワーク化事業	ファミリーサポート・センターと関係機関をネットワーク化し、子育て支援を円滑に進めます。	児童課
(5)地域3あい事業	学校と家庭及び地域との連絡調整を行う地域コーディネーターを各中学校に派遣し、情報交換会や学習会を実施し、地域における教育環境づくりを進めます。	生涯学習課

主要事業	事業内容	担当課
(6) 幼児期家庭教育学級	家庭の教育力を向上させるため、全幼稚園、保育園での幼児期家庭教育学級を推進します。	生涯学習課
(7) 家庭教育推進事業	保育園や幼稚園、小学校、中学校において、家庭教育の大切さを学習したり、親子がふれあい、絆を深める機会を提供するなどにより、地域ぐるみで子育てを支援します。	生涯学習課
(8) レクリエーションリーダーの育成	講習会・研修会の計画的な開催などにより、プログラムの作成やゲームやレクリエーションの実技指導ができるリーダーの育成に努めます。	児童課
(9) 母親クラブの育成	児童館等を拠点として、子どもが地域で健全に育つためのボランティア活動を実施している母親クラブを育成・支援します。	児童課
(10) 子育てグループの育成	子育て支援センターを中心に、子育ての悩みや不安を気軽に語り合える子育てサークルを育成し、親も子どもも仲間をつくり、地域の中で楽しみながら子育てができるように支援します。	児童課
(11) 保育所地域活動事業	保育園を拠点として、園児と一緒に地域の子どもたちが健やかに育つ様々な活動を行い、開かれた保育園を目指します。	児童課
(12) 園庭開放	保育園の園庭を解放し、子どもたちが同じくらいの年齢の友達と遊んだり、保護者同士で情報交換したり、子育ての悩みを相談したりできる場を提供することにより、地域の子育て家庭に対する育児を支援します。	児童課
(13) 地域住民による子どもの基本的な生活習慣の形成の促進	放課後児童クラブ、ファミリーサポート・センター、シルバー人材センターの仕組みを活用し、子育ての経験をもつ住民が子どもを預かり、基本的な生活習慣を身につけることなどを支援する取組を促進します。	児童課
(14) 文化行事等での託児サービスの充実	演劇、講演会などの文化行事等に安心して参加できるように、託児所など設置します。	まなび創造館

目標事業量

事業項目	平成 16 年度	平成 21 年度
❖ 子育て支援センター事業	1か所	4か所
❖ ファミリーサポート・センター事業	1か所	4か所

1 - 3 働き方の見直し

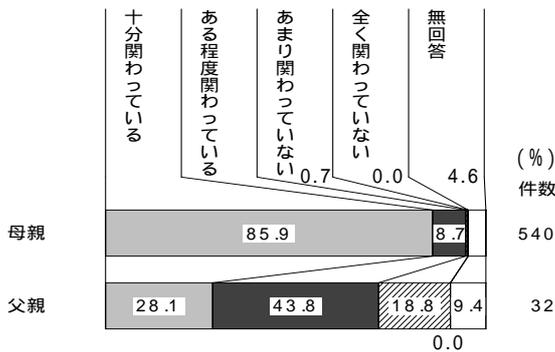
現状と課題

市の調査結果によると、母親と父親との“子育てへの関わり方”には、大きな差が見られます。その主な原因は、仕事が忙しいことによるものとされていることから、この計画では、企業等の意識や考え方の変革も含めた、子育て支援の充実と、働き方の見直しが必要とされています。

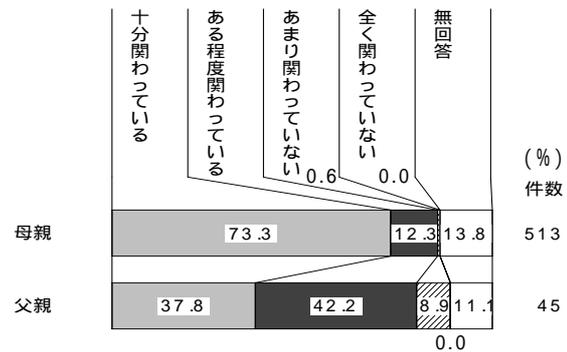
働き方の見直しは、仕事と育児（職業生活と家庭生活）との両立の基礎となる生活時間の確保を目的としていますが、その時間を男性が家庭生活においてどのように使うかが重要な課題となってきます。子育ての負担が女性だけに偏ることがないように、男女共同参画の視点に基づく男性の参加の促進も必要です。

子育てへの関わり方

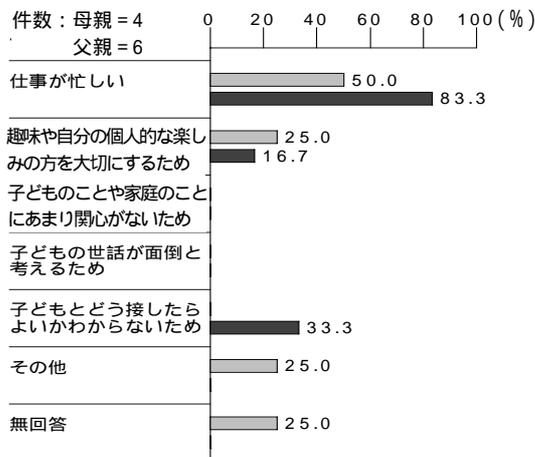
【就学前児童調査】



【小学生調査】



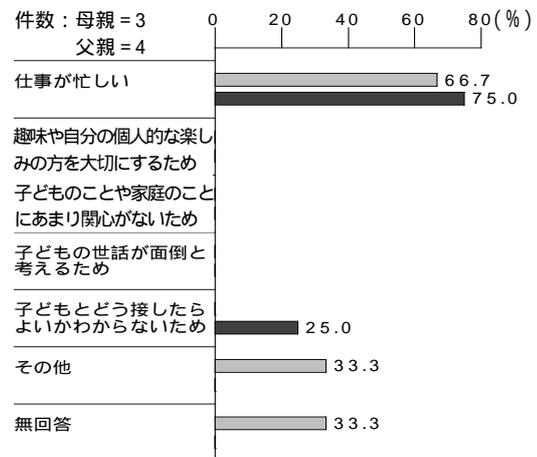
【就学前児童調査】



凡例
 母親
 父親

(複数回答 / 2つまで)

【小学生調査】



凡例
 母親
 父親

(複数回答 / 2つまで)

施策の方向

家庭生活や子育てにおける男女共同参画の推進

男性の子育てへの参加を促す男女共同参画意識の普及・啓発に努めます。

働き方の見直しに対する雇用主や男性の意識啓発

一般企業等において、休日出勤や残業を削減するなどの労働時間の短縮等により、男性従業員が子育てに参加し、日常生活において子どもと一緒に過ごす時間を確保できるような働き方の見直しについて推進されるよう啓発します。

また、国及び地方公共団体の機関は特定事業主行動計画の確実な遂行により、男性職員が積極的に育児休暇を取得し、子育てに参加できる職場環境づくりの支援に努めます。

企業における子育て支援への取組の促進

一般事業主行動計画の策定に基づく、企業の子育て支援への取組を促すとともに、事業所内保育所や託児所の設置を企業等にも促す支援策の充実に努めます。

主な事業

主要事業	事業内容	担当課
(1) 一般事業主行動計画及び特定事業主行動計画の推進及び支援	一般事業主行動計画及び特定事業主行動計画の実施に関する相談や、計画の取組を促進するための周知・啓発を行います。	人事課 商工課
(2) 男性の家事・育児・介護への参加促進	小牧市男女共同参画基本計画（ハーモニー）の推進により、男女共同参画社会の形成に取り組みます。また、男女共同参画に関する講座や子育て講座への男性の参画を促進します。	生涯学習課 まなび創造館
(3) 職場の理解と協力体制の強化	事業主・従業員の職場における問題に対処するため、労働問題セミナーを開催します。	商工課 人事課
(4) 育児休業制度等の普及・啓発	広報紙等を利用して、育児休業制度や介護休暇制度の啓発に努め、制度の普及・定着を事業所に働きかけます。	商工課 人事課
(5) 事業所内保育所の設置促進	労働者の仕事と家庭の両立を支援するため、事業所内等における保育施設の設置を促進します。	児童課 商工課

2

すべての子育て家庭をささえる

目標の趣旨

子育て支援においては、親が安心して子育てできるよう支援することが必要です。従来のように、働きながら子育てをしている親への支援に限らず、すべての子育て家庭への支援を通じて、親の子育ての負担感を軽減するとともに、児童虐待などの不幸な結果を招かないようにしていくことが必要です。

一方、仕事と子育てとの両立への支援も重要な課題です。就労の多様化により、保育サービスにも柔軟性や多様性が必要とされ、今まで以上に利用者のニーズを尊重したサービスのあり方を考えていかなければなりません。また、障害児がいる家庭や、ひとり親家庭などの福祉課題を持つ家庭への支援も充実していく必要があります。さらに、すべての子育て家庭を対象とする相談や、情報提供体制の充実なども必要です。

そこで、基本目標2は、「**すべての子育て家庭をささえる**」とし、子育て家庭に関する様々な福祉課題に取り組む支援体制を構築していく必要があると考えます。

基本目標2「すべての子育て家庭をささえる」の体系

重点施策	施策の方向
2-1 家庭における子育てへの支援	一時保育等のサービスの充実 子育ての負担軽減のための支援の充実
2-2 働きながらの子育てへの支援	子育て支援サービスの充実 保育サービスの充実 企業等における取組の促進
2-3 児童虐待防止体制の充実	児童虐待防止対策の充実 保護支援体制の充実
2-4 社会的支援を要する家庭への支援	障害児の親の子育てへの支援 障害児施設の整備、拡充 障害の早期発見・早期治療・早期相談 ひとり親（母または父）家庭の子育てへの支援
2-5 多様な相談・支援体制の充実	相談・支援体制の充実 情報提供体制の充実

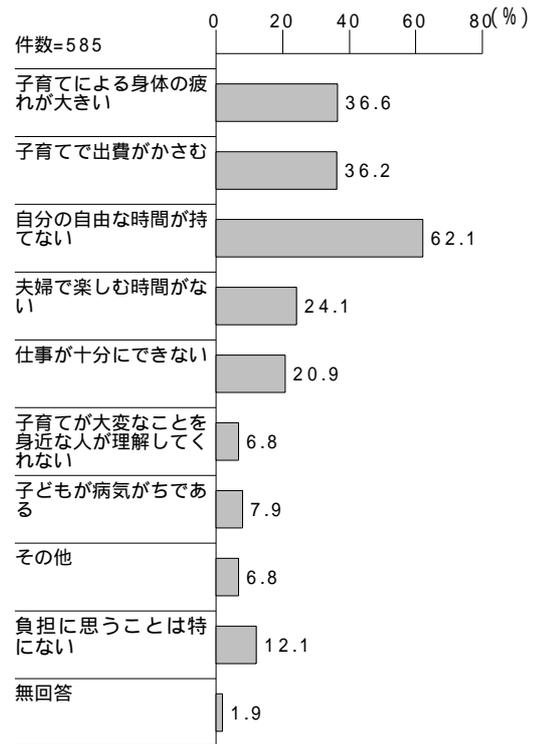
2 - 1 家庭における子育てへの支援

現状と課題

この計画では、“仕事と子育てとの両立支援”だけではなく、“すべての子どもと家庭への支援”の視点に立ち、家庭で子どもを育てている人への支援を考えていかなければなりません。市の調査結果によれば、子育てをする上で親が最も負担に感じていることは“自分の時間が持てない”こととされています。これは、共働きではなく、家庭で子どもを育てている親により見られる特徴であることから、家庭における子育てへの支援策を充実し、子育ての負担を軽減する支援が必要であると考えられます。

子育てをする上で負担に感じること

【就学前児童調査】



(複数回答 / あてはまるもの全て)

【就学前児童調査】

件数 = 上段(件) 下段(%) 選択肢 = (%)	件数	問32 子育てをする上で負担に感じること										
		子育てによる身体の疲れが大きい	子育てで出費がかさむ	自分の自由な時間が持てない	夫婦で楽しむ時間がない	仕事が十分にできない	子育てが大変なことを身近な人が理解してくれない	子どもが病気がちである	その他	負担に思うことは特にない	無回答	
共働きの状況	共働きである	208 100.0	32.2	41.3	56.7	18.3	33.7	6.7	10.1	8.2	11.1	1.0
	共働きでない	342 100.0	39.5	32.2	62.9	27.2	12.6	7.0	6.4	5.8	13.5	2.6
	ひとり親世帯等	17 100.0	23.5	41.2	70.6	17.6	17.6	11.8	-	17.6	11.8	-
子どもの人数	1人	176 100.0	35.8	28.4	59.1	22.2	15.9	6.8	4.0	8.0	13.6	2.8
	2人	291 100.0	36.4	37.8	64.6	26.5	24.4	7.9	9.6	6.2	11.3	1.4
	3人	102 100.0	36.3	44.1	60.8	23.5	18.6	3.9	8.8	6.9	11.8	2.0
	4人以上	16 100.0	50.0	43.8	56.3	6.3	25.0	6.3	12.5	6.3	12.5	-

資料：「子育て支援に関する意向調査(平成15年度)」小牧市

施策の方向

一時保育等のサービスの充実

親が、緊急な用事などのために子どもをみられなくなる場合などへの支援として、一時保育などのサービスの充実を図ります。

子育ての負担軽減のための支援の充実

子育て支援センター、つどいの広場、児童館など、子育て中の親が気軽に集まれる場をつくることで、親どうしの交流や情報交換などを活発化し、子育て不安を解消できる人間関係の形成を支援します。また、ファミリーサポートセンター事業の充実を図り、子育てを地域で支えるサービスの充実を図ります。

主な事業

主要事業	事業内容	担当課
(1) 子育て支援短期利用事業 (ショートステイ事業)	児童を養育している家庭の保護者が疾病等の理由により、家庭における児童の養育が困難になった場合に、児童養護施設等で一時的に養育を行います。	児童課
(2) 一時保育事業	冠婚葬祭、保護者の傷病、入院等により、緊急・一時的に保育を必要とする児童を保育園等において、保育を行います。	児童課 (保育園)
(3) 子育て支援訪問事業	助産師や保健師、保健連絡員等による家庭訪問を行い、妊娠・出産・子育てなどの相談に応じます。	保健センター
(4) 子育て支援つどいの広場事業	公共施設の空きスペース、商店街の空き店舗などを活用し、主に0～3歳児をもつ親と子どもが気軽に集まることができるつどいの広場を整備します。	児童課
(5) 子育て支援ちびっ子広場事業	児童センターや児童館で地域の子どもが一緒に遊び、母親の交流の場となるちびっこ広場を整備します。	児童課 (児童センター・児童館)

目標事業量

事業項目	平成16年度	平成21年度
❖ 子育て支援短期利用事業(ショートステイ事業)	2か所	2か所
❖ 一時保育事業	18か所	20か所
❖ 子育て支援つどいの広場事業		4か所

2 - 2 働きながらの子育てへの支援

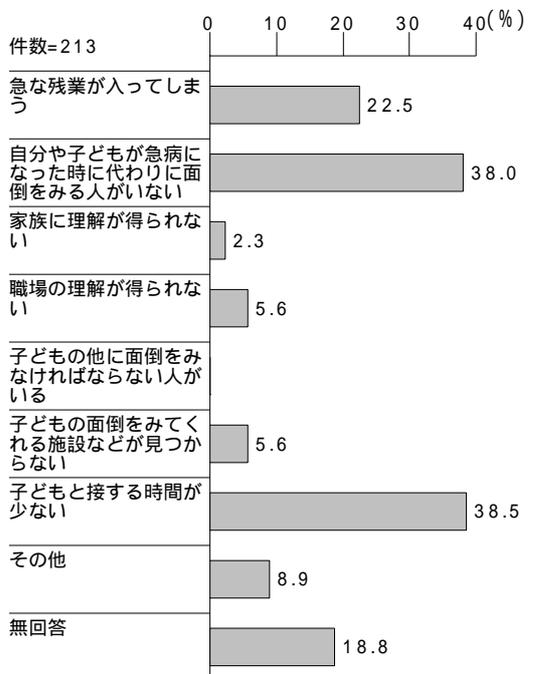
現状と課題

働く女性の増加に伴い、働きながら子どもを育てる親が多くなっています。市の調査結果によれば、仕事と子育てを両立させる上で大変なことは、子どもと接する時間が少ないことや、自分や子どもが急病になったときに面倒をみる人がいないことなどが多くみられます。

急病などの理由で子どもの面倒を見られないことは、常時生じることではなく、困ったときに支援してほしいという一時的なニーズです。したがって、働きながらの子育てへの支援は、保育サービスのような継続的な支援策とともに、急病などのような一時的な支援の充実も必要といえます。

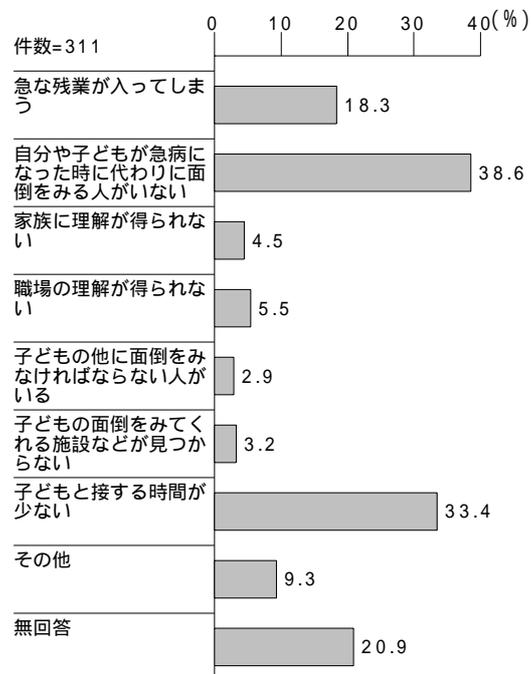
仕事と子育てを両立させる上で大変なこと

【就学前児童調査】



(複数回答 / 2つまで)

【小学生調査】



(複数回答 / 2つまで)

資料：「子育て支援に関する意向調査（平成15年度）」小牧市

施策の方向

子育て支援サービスの充実

子どもが病気の時など、緊急時の支援ニーズに対応できる子育て支援サービスの充実を図ります。同時に、昼間保護者のいない家庭の小学校児童を受け入れる児童クラブの充実を図ります。

保育サービスの充実

延長保育、休日保育などの保育サービスの充実を図るとともに、自然との触れあいやお年寄りとの交流機会を増やすなど、子どもの心身の成長に役立つ保育内容の充実を図ります。

また、民間保育所の進出誘致に努めます。なお、大型マンションの建設に併せて、託児所の設置等の奨励に努めます。

さらに、地域ぐるみで子育てを進めるため、自宅において保育を行うことができるだけの余裕のある元保育士等による保育ママ制度開設に向けて検討に入ります。

企業等における取組の促進

子育てをしながらでも働きやすい職場の環境をつくるため、企業内保育所の整備、産休・育児休暇を取得できる職場環境の改善等について、取組を促すよう働きかけます。

主な事業

主要事業	事業内容	担当課
(1) 保育園の整備	待機児童及び超過入園を解消するため、(仮称)村中保育園の新設、一色保育園園舎改築、味岡保育園園舎改築、(仮称)小牧南保育園整備など順次保育ニーズにあった施設整備に努めます。	児童課
(2) 保育サービスの充実 (延長保育、乳幼児保育、一時保育、夜間保育、病後児保育、休日保育、広域保育、障害児保育)	保育ニーズの変化に対応するため、延長保育実施園を増やすとともに、病後児保育、休日保育など、新たな保育サービスを開始します。 また、健常児と集団保育の可能な障害児を積極的に受け入れ、障害児保育の充実に努めます。	児童課

主要事業	事業内容	担当課
(3) 特定保育事業	保護者の就労形態の多様化に伴う保育ニーズに対応するため、3歳未満児を対象に、週に2～3日程度、または午前か午後など、必要に応じた時間の特別保育を実施します。	児童課
(4) 放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	保護者が昼間家庭にいない小学校低学年児童を対象に、授業の終了後に空き教室などを利用して、指導員を配置し適切な遊び及び生活の場を与えて、児童の健全な育成を図ります。 また、地域ニーズの把握に努め、必要に応じて受入人数の拡大を図っていきます。	児童課
(5) 保育ママ制度事業	多様な保育ニーズに対応するため、児童の養育に経験と技能を有する方(元保育士)の自宅で保育を行う保育ママ制度の実施を検討します。	児童課

目標事業量

事業項目	平成 16 年度	平成 21 年度
❖ 通常保育事業	定員2,330人	定員2,700人
❖ 延長保育事業	18か所	20か所
❖ 子育て短期支援事業(トワイライトステイ)	1か所	1か所
❖ 休日保育事業		1か所
❖ 乳幼児健康支援一時預かり事業/派遣型 (病後児保育)		年間のべ派遣回数 20回
❖ 乳幼児健康支援一時預かり事業/施設型 (病後児保育)		1か所
❖ 特定保育事業		1か所
❖ 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)	693人	1,000人

2 - 3 児童虐待防止体制の充実

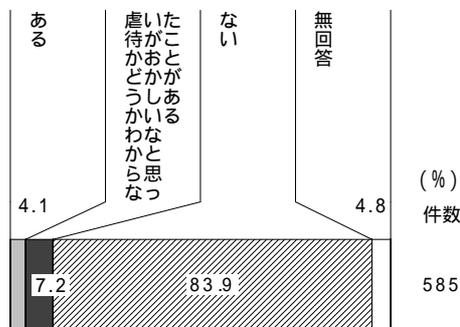
現状と課題

児童の虐待は、大人による子どもの人権侵害です。親子間で生ずる虐待は、非常に不幸な出来事であり、こうした虐待は世代を超えて繰り返されるとの指摘があることから、何としても根絶しなければならない問題です。

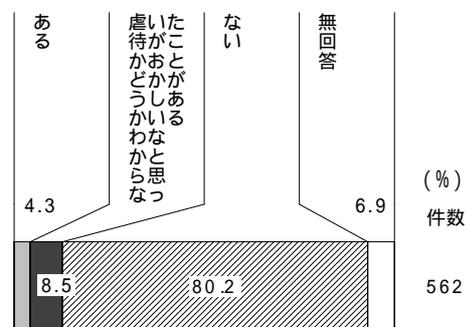
市の調査結果では、日常生活の中で虐待はそれほど多く目撃されてはいません。しかしながら、目撃した人の半数以上は、何も対処していないのが現状です。虐待の対象者は児童であり、自らの意思で自らを守ることは非常に困難な立場に置かれています。したがって、地域社会全体で、地域の子どもの関心を持ち、守り育てていこうという意識づくりが必要です。

虐待の目撃経験

【就学前児童調査】



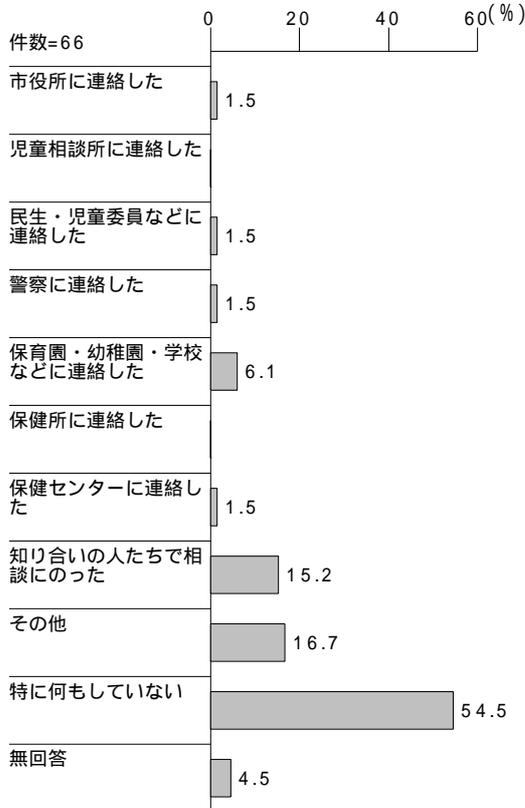
【小学生調査】



資料：「子育て支援に関する意向調査（平成 15 年度）」小牧市

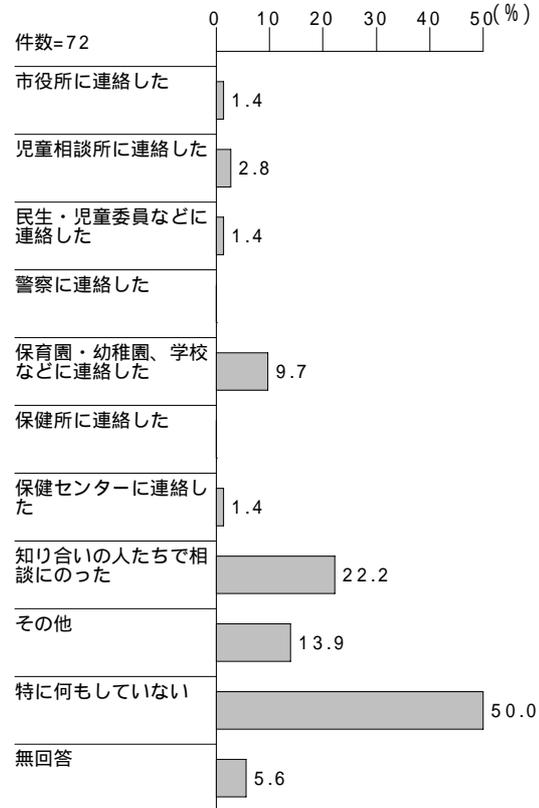
虐待を目撃したときの対処法

【就学前児童調査】



(複数回答 / あてはまるもの全て)

【小学生調査】



(複数回答 / あてはまるもの全て)

資料：「子育て支援に関する意向調査（平成 15 年度）」小牧市

施策の方向

児童虐待防止対策の充実

地域の子どもに関心を持ち、地域ぐるみで守り、育てようとする意識を高めるとともに、児童虐待防止法の趣旨に沿った防止体制の確立を図ります。

保護支援体制の充実

不幸にして虐待の被害にあった児童は、速やかに保護するとともに、家庭再統合や家族の養育機能の再生・強化をめざした在宅支援の充実などを、関係機関に働きかけます。また、虐待に対する市民の関心を高め、早期発見、早期保護の体制を強化することにより、虐待の進行防止を図ります。

主な事業

主要事業	事業内容	担当課
(1) 児童問題関係機関連絡調整会議	保健、福祉、医療、教育ならびに児童相談所など、児童問題に関連する各機関の情報を交換し共有することで、児童虐待に陥ると思われる家庭等を把握し、虐待の防止、早期発見、迅速な対応を図ります。	児童課 保健センター 福祉課 学校教育課 生涯学習課
(2) 児童虐待防止相談員の設置及び相談体制の充実	児童福祉法の一部改正により、児童問題の一次的相談窓口は市町村が行うことになるため、平成17年4月より児童虐待防止相談員を配置します。	児童課
(3) 虐待家族のフォローケア事業	虐待を受けた子どもの保護・救済だけでなく、虐待した親・保護者に対するフォローケアについても、児童問題連絡協議会で対応していきます。	児童課
(4) 児童虐待防止のための早期発見・早期対応	各関係機関の連携を強化し、児童虐待の早期発見と適切で迅速な対応につなげます。	児童課 保健センター 福祉課 学校教育課

2 - 4 社会的支援を要する家庭への支援

現状と課題

障害児がいる家庭や、母子家庭などのひとり親家庭は、一般の子育て家庭に比べてさらに多くの支援を必要としています。

障害児がいる家庭の場合は、障害に応じた福祉サービスのほか、親の子育てへの支援が必要であると考えられます。相談や情報提供、日常生活への支援などが必要です。

ひとり親(母または父)家庭の場合は、仕事と子育てを親が一人で担わなければならない、経済的にも困窮していることが少なくありません。したがって、経済的な支援とともに、親の就労を支援するなど、ひとり親家庭が自立できるよう支援していくことが必要です。

施策の方向

障害児の親の子育てへの支援

障害児の育児相談や、障害児の食事、身体介護などの日常生活を支援するサービスを充実し、障害児の親の子育てを支援します。

障害児施設の整備、拡充

就学前の障害児がいる家庭の子育て支援を推進するため、心身障害児通園施設(あさひ学園)の全面改築など、施設サービスの充実を図ります。

障害の早期発見・早期治療・早期相談

障害の早期発見・早期治療のため、母子保健事業のいっそうの充実を図ります。また、子どもに影響を及ぼす生活環境、不慮の事故の防止策などに関する情報提供に努めます。

さらに、障害の早期発見、早期治療につなげるための相談体制の充実を図ります。

ひとり親（母または父）家庭の子育てへの支援

ひとり親（母または父）家庭への経済的支援の充実を図るとともに、子育てや日常生活への支援、就業への支援などの各種サービスを充実します。

また、父子家庭への子育てアドバイスの支援に努めます。

主な事業

主要事業	事業内容	担当課
(1)母子家庭等の自立支援 (母子自立支援員の配置)	母子家庭の様々な悩みごと(生活上の問題、子どものこと等)の相談相手となり、問題解決のために必要な助言・指導を行います。	児童課
(2)放課後児童クラブにおける 障害児の受入推進	障害児の受け入れに必要な指導員の確保など、必要に応じた受入体制の整備を進めます。	児童課
(3)母子家庭等自立支援教育訓練 給付金事業	自立支援の相談に応じた母子家庭の経済的自立を図るため、職業能力講座等を受講した場合、その教育訓練終了後、受講料に対し給付金を助成します。	児童課
(4)区市遺児手当の支給	父又は母のいない児童を養育している保護者に遺児手当を支給します。	児童課
(5)児童扶養手当の支給	父と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立を進めるため、当該児童について児童扶養手当を支給します。	児童課
(6)ひとり親家庭の子育て支援	ひとり親家庭が利用できる各種制度の周知や情報提供に努めます。	児童課
(7)母子家庭等日常生活支援事業	母子家庭等が疾病などにより、一時的に生活支援が必要な場合、家庭生活支援員を派遣し、母子家庭の生活安定を図ります。	児童課
(8)障害児デイサービス事業の 充実	心身に障害のある児童に生活訓練などを行います。	福祉課
(9)重度心身障害児ホームヘルパー 派遣事業	重度の障害等のため、居宅において日常生活を営むのに支障のある障害児の家庭にホームヘルパーを派遣し、家事や介護などのサービスを行います。	福祉課
(10)障害に応じた保育・療育機会 の充実	一人ひとりの障害の程度にあった保育、療育の機会が得られるように、きめ細かな対応に努めます。	児童課 学校教育課 福祉課

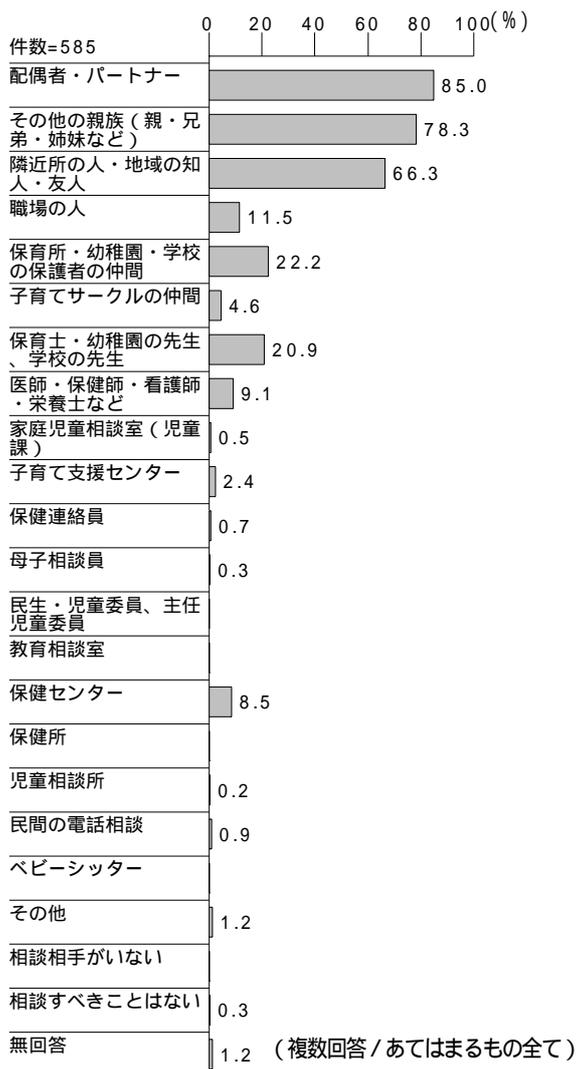
2 - 5 多様な相談・支援体制の充実

現状と課題

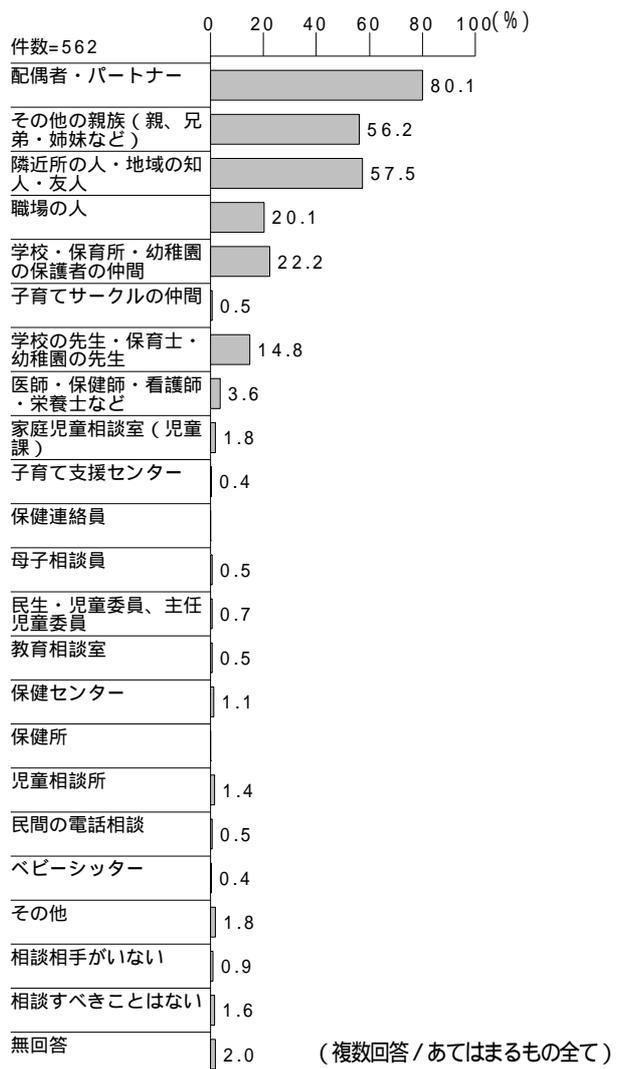
核家族化が進む今日では、孤立しやすい子育て中の親の不安や負担をいかに解消するかが重要な課題となってきています。その意味で、相談や情報提供サービスがもたらす効果は大きいものと考えられます。親の相談相手に関する市の調査結果をみると、配偶者やパートナー、その他の親族など、多くの場合身近な人間関係から成り立っていることがわかります。しかしながら、身近にこうした人間関係がない人や、外部の相談によらなければ問題を解決できないような場合にも、安心して気軽に相談できる場所が必要です。

子育てに関する悩みの相談相手

【就学前児童調査】



【小学生調査】



施策の方向

相談・支援体制の充実

気軽に相談できる窓口や、専門の相談員によるサービスなどの充実を図り、市民の多様な相談に応える体制を整備します。

また、地域における、民生・児童委員や主任児童委員の相談・指導活動の充実を図られるよう各委員に協力を求めるとともに、プライバシーの保護に配慮した活動を徹底します。

情報提供体制の充実

相談窓口等に関する情報や、様々なサービスを提供する事業者や団体等の情報を提供する体制の充実を図ります。

主な事業

主要事業	事業内容	担当課
(1) 育児相談	保健センター、児童館において、育児に関する相談を行い、育児不安の軽減に努めます。	保健センター 子育て支援センター 各保育園
(2) 育児相談専用電話こまねつと	各保育園、保健センターにおいて、子育てに関する身近な相談窓口として電話相談を設置し、育児不安の軽減に努めます。	児童課 保健センター
(3) ヤングテレフォン相談事業	青少年自身の悩みや、子どもをもつ保護者の悩みについて一緒に考える電話相談を設置します。	児童課
(4) 家庭児童相談	ふれあいセンターにおいて、家庭における児童問題や家族の相談に応じ、適切な助言、指導を行います。	児童課
(5) 母子相談	ふれあいセンターにおいて、母子家庭の経済的自立支援についての相談に応じ、適切な助言、指導を行います。	児童課
(6) 児童委員・主任児童委員活動の充実	関係機関と連携し、地域に密着した子どもや子育て家庭に対する支援を行います。	児童課 福祉課

3

子どもの豊かな人間性をはぐくむ

目標の趣旨

子育てにおいて大切なことは、子ども自身が、教育、学習、様々な人との交流、遊びなど子ども自身の活動等を通じて、豊かな人間性を確立し、成長できるよう支援していくことです。したがって、家庭、学校、地域社会は、子ども自身の成長を支援する環境を備える必要があります。また、子どもは、次代の親となる存在であることを踏まえ、親となるために必要な教育を充実するとともに、子ども自身の悩みを受ける相談体制の充実等も必要です。

そこで、基本目標3を「**子どもの豊かな人間性をはぐくむ**」とし、教育、学習、交流、体験、あそび、相談など、幅広い分野にわたる取組の充実を図ります。

基本目標3「子どもの豊かな人間性をはぐくむ」の体系

重点施策	施策の方向
3-1 教育・学習による子どもの成長への支援	家庭教育の充実への支援 幼児教育の充実 学校教育の充実
3-2 地域における交流等の充実	地域活動等への参加促進 地域での体験活動等の機会の充実 地域活動への支援
3-3 魅力ある遊び場環境の整備	遊び場の充実 児童館活動 子どもの年齢に応じた居場所の確保
3-4 次代の親としての成長への支援	親となるための意識づくり 親となるための学習機会の充実
3-5 子ども自身の声を聞く相談の充実	子どもの相談を受ける場の充実 心の問題への対応の強化

3 - 1 教育・学習による子どもの成長への支援

現状と課題

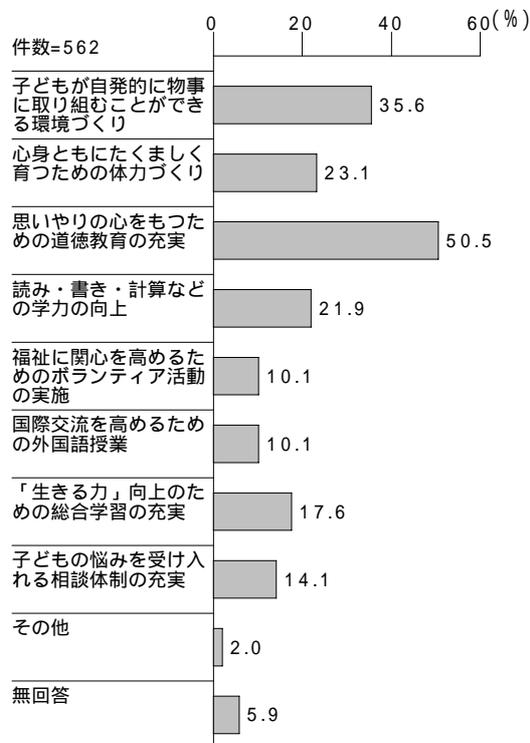
教育は、子どもの成長のために無くてはならない大切な要素です。市の調査結果では、子どもの健全育成のために学校教育で取り組むべきこととして、思いやりの心をもつための道徳教育や、子どもが自発的に物事に取り組むことができる環境づくりなどが大切と考えられています。

しかし、子どもの教育は学校だけで行われるものではなく、家庭教育の役割も重要です。家庭では、父親の育児への参加や、親子のふれあいなどが大切であると考えられ、それらを促す取組が必要です。

家庭教育や学校教育を通じて、一人ひとりの子どもの個性を尊重した教育が行われることが大切です。

子どもの健全育成のために学校教育で取り組むべきこと

【小学生調査】



(複数回答 / 2つまで)

資料：「子育て支援に関する意向調査（平成15年度）」小牧市

施策の方向

家庭教育の充実への支援

家庭における教育力の向上を図るために、父親参加の学習機会の充実や、家庭教育に関する相談会の充実、「家庭の日」の普及などによる、親子がともになごやかに過ごし対話できる環境の実現の促進など、家庭教育の充実への支援を行います。

幼児教育の充実

自主性を養い、心豊かなたくましい子どもを育てるため、お年寄りとの交流機会や動植物の飼育・栽培機会などを増やし、人や自然とのふれあいを大切にしたいゆとりある幼児教育を推進します。

学校教育の充実

一人ひとりの個性を重視し、豊かな人間性や創造性を育む学校教育を推進し、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、他人と力をあわせて問題を解決する力(生きる力)の育成を図ります。

主な事業

主要事業	事業内容	担当課
(1) 児童課、教育委員会連絡会議	児童課と教育委員会において、いじめや児童虐待をはじめとする児童福祉に関する諸問題について、情報交換、連絡調整及び意見交換を行います。	児童課 生涯学習課 学校教育課
(2) 親子講座及びこども講座の開催	小牧山の自然を観察しながら、親子のふれあいを提供する「親子自然教室」を開催します。	生涯学習課
(3) 家庭教育推進事業	家庭教育の一層の充実を図るため、全ての児童生徒や保護者を対象に、さらに子育てについて学ぶ場と機会をもつ、家庭教育推進事業を推進します。	生涯学習課
(4) 子育てちえ袋の配布	子育て情報誌「子育てちえ袋」を保健連絡員による訪問配布、4か月健診時に配布するほか、市民センター、生涯学習課等でも配布します。	生涯学習課
(5) 特色ある学校づくりへの取組	各小中学校が創意工夫し、地域の特性や人材を活かした特色ある教育活動を推進します。	学校教育課

主要事業	事業内容	担当課
(6) 幼保一元化の推進	保育園と幼稚園が同じ敷地内で連携して就学前教育や保育を行う幼保一元化について検討します。	児童課 学校教育課
(7) 幼稚園での預かり保育（延長保育）の充実	幼稚園の教育時間終了後に、空き教室などを利用した預かり保育の充実を図ります。	児童課 学校教育課
(8) 幼児教育の充実	高齢者との交流機会や動植物の飼育、栽培機会などを通し、人や自然とのふれあいを大切にした道徳性の芽生えを育むなど、幼児教育の充実を図ります。	学校教育課
(9) 生きる力の育成	児童生徒の生きる力を育む学校教育を推進します。	学校教育課
(10) 自然を大切にした体験学習の推進	自然を大切にした体験学習を取り入れ、児童生徒の豊かな心の育成をめざします。	生涯学習課
(11) まちづくり学習の推進	生涯学習のまちづくり出前講座を活用し、小牧市への愛着や、将来のまちづくりへの参加意欲を高められる学習を充実します。	生涯学習課
(12) 学校の施設開放	スポーツ活動及び青少年の健全育成の実践の場として、児童、生徒その他一般市民に対し、学校施設の一部を開放します。	庶務課 体育課
(13) 思いやりある心豊かな子どもの教育	思いやりある心豊かな人間性を育む道徳教育の充実を図ります。	学校教育課
(14) 子育てや家庭教育について学ぶ機会の提供	家庭教育推進事業や子育てちえ袋の配布など、子育てや家庭教育について学ぶ機会の充実に努めます。	児童課 生涯学習課
(15) 親子の対話の促進	「家庭の日（毎月第3日曜日）」の普及を図ることにより、互いの気持ちや考えを理解し、心を通わせる親子の対話を促進します。	生涯学習課 学校教育課
(16) 幼児期家庭教育学級事業	3歳児を第1子にもつ親を対象に、わが子のよりよい成長と健やかな心を育むため、親としての心構えや幼児の心理について学ぶことを目的に開設され、講演会、座談会のほか、レクリエーションを取り入れるなど、親子がふれあいながら学習できる学級づくりに努めます。	生涯学習課

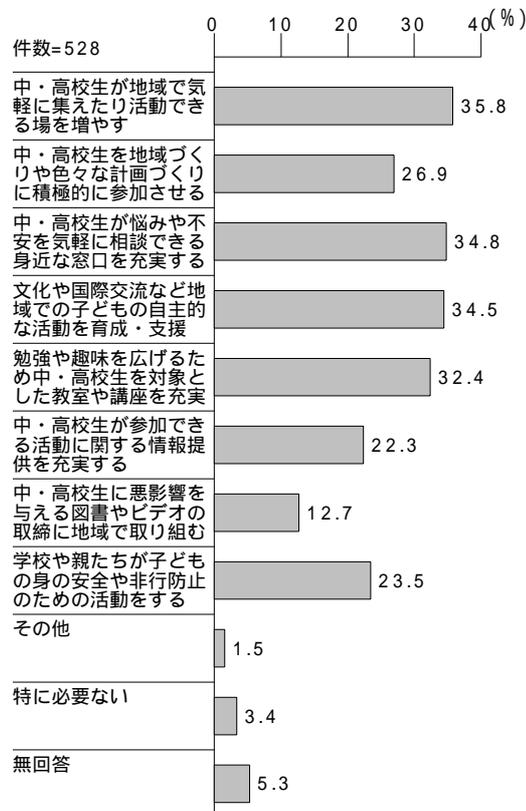
3 - 2 地域における交流等の充実

現状と課題

近年は、隣近所等で助け合うなど、地域との関わりが希薄化してきています。その結果、子どもや子育て家庭を地域で見守るといった意識も薄れ、地域での教育力が低下してきていると言われていています。しかしながら、子どもたちが地域で自主的に、様々な活動や体験に参加・参画できる環境をつくることは、子どもたちの心の成長にとって大変重要な要素といえます。市の調査結果では、子どもの健全育成のために地域で必要な取組は、中・高校生が地域で気軽に集え、活動できる場を増やすことや、中・高校生が悩みや不安を気軽に相談できる身近な窓口を充実することなどがあげられています。このため、地域活動に参加できる機会を拡充するなど、地域における子どもの健全育成をめざすことが必要です。

子どもの健全育成のために地域で必要な取組

【中・高校生調査】



(複数回答 / 3つまで)

資料：「子育て支援に関する意向調査(平成15年度)」小牧市

施策の方向

地域活動等への参加促進

子どもたちが自主的に参加し、活動できる場所や機会を地域につくることで、子どもたちの居場所づくりを進めるとともに、子どもの活動を視野に入れた地域活動が展開されるように、また、子どもが参加・参画しやすいように場所提供や企画の手伝い等について支援を行っていきます。

地域での体験活動等の機会の充実

子どもたちが地域の環境に触れ、地域において様々な体験ができる活動機会の充実を図ります。

地域活動への支援

様々な地域活動への支援を充実し、活動の活性化を図ります。

主な事業

主要事業	事業内容	担当課
(1)地域3あい事業	地区の会館を利用し、世代を超え子どもを交えた活動に対し助成を行います。	生涯学習課
(2)各中学校区青少年健全育成会活動の活性化	青少年の非行防止を図り、健全育成を図るための活動を支援します。	少年センター
(3)子ども会活動の活発化	子ども会活動を活性化するため、子ども会連絡協議会及び地域子ども会活動を支援します。	児童課
(4)各種団体活動への参加促進	芸術・文化・スポーツなどの各種団体活動への子どもの参加を促進します。	生涯学習課
(5)自主的な地域活動の支援	子ども会など、多様な地域活動、ボランティア活動等への子どもの参加を支援します。	生涯学習課
(6)こどもエコクラブの育成	小中学校が行う環境学習や実践クラブ活動を奨励し、こどもエコクラブに登録している活動に対し支援します。	学校教育課 環境政策課
(7)異世代交流等の促進	運動会での地域住民や高齢者との競技、ゲストティーチャーや学校支援ボランティアなどを招いた授業などを通し、異世代交流の促進を図ります。	児童課 生涯学習課

主要事業	事業内容	担当課
(8)民間指導者の積極的活用	スポーツ指導等において、民間指導者を積極的に活用していきます。	生涯学習課
(9)地域行事の発掘・創造と参加促進	地域の歴史や文化・芸術に触れる学習機会をより一層充実します。	生涯学習課 文化振興課
(10)地域における教育・文化の振興	学校や地域社会における子どもたちの文化活動や鑑賞の機会をより一層充実します。	文化振興課
(11)図書館の利用促進	子どもの本講座、本の読み聞かせ、折り紙、絵本の展示など、親子を対象とした子ども読書活動の促進を図ります。	図書館
(12)学校地域コーディネーター設置事業	学校・家庭・地域の総合的な教育力を図り、学校と地域の連携による地域の教育環境づくりや地域における諸活動の活性化を図るため、地域の実情にある程度詳しいPTAのOBなどからコーディネーターを選任、設置します。	生涯学習課

3 - 3 魅力ある遊び場環境の整備

現状と課題

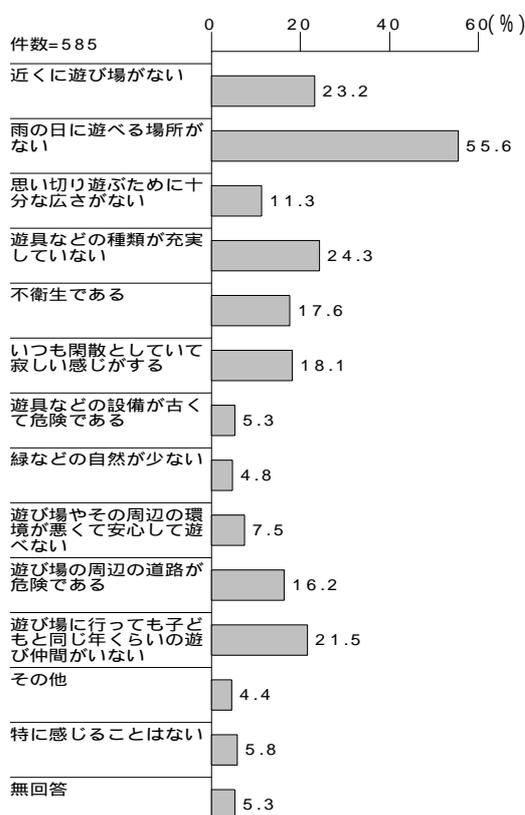
子どもは、遊びを通して様々な経験をしながら成長をしていきます。しかし、急速な都市化による交通量の増加、遊び場の減少、また、児童を狙った犯罪の増加などにより、子どもの遊び場の安全性が低下してきています。

また、子育て支援に関する意向調査では、雨の日に遊べる場所がないといった意見や、公園の遊具などの種類が充実していない、近くに遊び場がない、遊び場に行っても子どもと同じ年くらいの遊び仲間がいない、思い切り遊ぶために十分な広さがないなど、遊び場の魅力が薄れてきているといった意見が多くみられます。

遊びは、子どもの健全育成になくってはならないものであることから、子どもの遊びを尊重し、子どもたちが健全に成長できるように、安全で楽しく遊べる場所を確保していく必要があります。

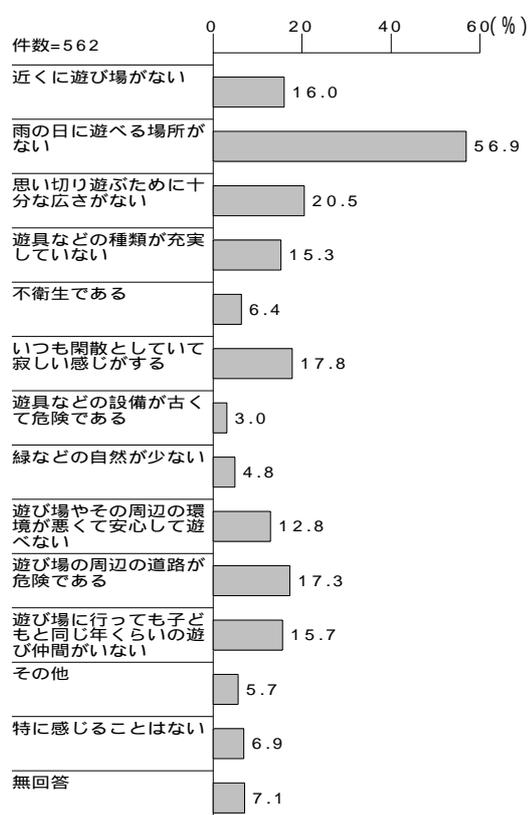
子どもの遊び場について感じること

【就学前児童調査】



(複数回答 / 3つまで)

【小学生調査】



(複数回答 / 3つまで)

施策の方向

遊び場の充実

公園、広場、児童館などの計画的な整備を進め、地域バランスを考慮した遊び場の充実を図ります。

児童館活動

地域に密着した事業展開に努めるとともに、中高校生が自主的に企画運営できる居場所づくりが進められるよう配慮します。

子どもの年齢に応じた居場所の確保

様々な年代の子どもたちが、遊びを通じて様々な体験ができるよう、遊び場や居場所の確保を図ります。

主な事業

主要事業	事業内容	担当課
(1)地域3あい事業	地区の会館を利用し、世代を超え子どもを交えた活動に対し助成を行います。	生涯学習課
(2)児童館の整備、児童館活動の充実	小牧西中学校区の西部児童館をはじめ、市内各中学校区に1館の割合での整備に取り組みます。 また、児童館で実施する各種イベントなどの充実などにより、児童館活動を活性化させ、地域の遊びの拠点としての機能を強化します。	児童課
(3)公園、広場等の整備・充実	子どもや親子連れが安全、快適に利用できるように、児童遊園などの維持、整備に努めます。	都市整備課
(4)親子で参加できるイベントの開催	親子で楽しむプラネタリウムなど、親子で一緒に参加し、楽しむことができる講座や教室等を開催します。	該当課

3 - 4 次代の親としての成長への支援

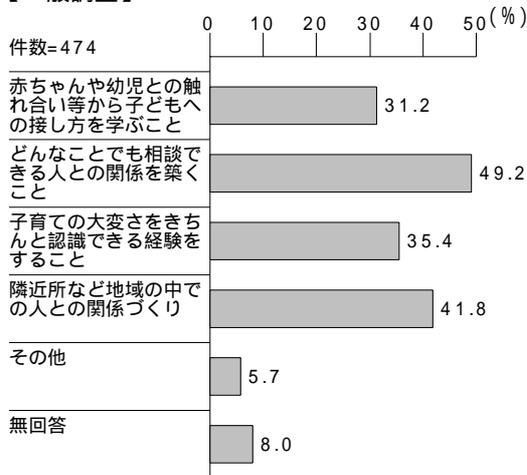
現状と課題

子どもたちは、将来親になる存在であり、次世代育成支援対策行動計画では、次代の親を育てることが重要な視点とされています。市の調査結果では、子どもたちが親になるために必要なこととしては、どんなことでも相談できる人との関係を築くことや、隣近所など地域の中での人間関係づくりなどが大切と考えられています。そして、これは、子どもがいない人よりも子どもがいる人に多く見られる意見であり、自らの経験に基づく意見であると捉えることもできます。

子どもたちが、家庭を持って親となることに希望を持ち、次代の親として成長できるような支援環境づくりが必要です。

子どもたちが将来親になる準備をするために必要なこと

【一般調査】



(複数回答 / 2つまで)

【一般調査】

件数	子どもたちが将来親になる準備をするために必要なこと					
	赤ちゃんと幼児との触れ合い等から子どもへの接し方を学ぶこと	どんなことでも相談できる人との関係を築くこと	子育ての大変さをきちんと認識できる経験をする <th>隣近所など地域の中での人との関係づくり <th>その他 <th>無回答 </th></th></th>	隣近所など地域の中での人との関係づくり <th>その他 <th>無回答 </th></th>	その他 <th>無回答 </th>	無回答
件数 = 上段 (件) 下段 (%) 選択肢 = (%)						
子の子どもがいる	354 100.0	33.3	53.1	37.0	45.5	5.9
子の子どもはいない	96 100.0	22.9	29.2	30.2	27.1	6.3
						33.3

資料：「子育て支援に関する意向調査（平成15年度）」小牧市

施策の方向

親となるための意識づくり

男女が協力して家庭を築き、子どもを生き育てることの意義を理解する教育や啓発を行うことで、将来親となるための意識の高揚を図ります。

親となるための学習機会の充実

中学生や高校生が、子どもとふれあう体験学習などを通して、子どもをかわいいと感じる心を育むなど、親となるための学習機会の充実を図ります。また、地域の中で、赤ちゃん、幼児、高齢者等のいろいろな人とふれあいながら、命の大切さや将来親になる意識の高揚を図ることができるような取組を推進します。

主な事業

主要事業	事業内容	担当課
(1)保健連絡員による赤ちゃん訪問	地域での「頼れる近所のおばさん」として、保育をスタートしたばかりの世帯を訪問し、親子の成長を見守るとともに、専門的支援・継続的支援が必要な家庭に対し、保健センター事業へとつなげます。	保健センター
(2)生と性のカリキュラムに基づく実践活動	いのちを大切に、生きる力をもつ子どもが育つように、保護者、地域、行政関係者が連携し、継続的にかかわることができるカリキュラムに基づき実践します。	保健センター 学校教育課 児童課
(3)パパママ教室（妊婦教室）	安心して妊娠・出産・育児に取り組めるように、また、生活習慣を見直し家族が心身ともに健康な生活を営んでいくことができるよう支援するとともに、家族と一緒に子育てをする気持ちづくりや親同士の交流も行います。	保健センター
(4)中・高校生ふれあい体験事業（赤ちゃん、幼児、高齢者）	総合的な学習の時間や職場体験などにより、保健センターや保育園・幼稚園などで乳幼児とふれあう機会を提供し、親となるための学習機会を提供します。	生涯学習課 学校教育課
(5)若年者の子育て意識の醸成	保健・福祉の体験学習など、若いうちから子育てに関する学習機会を提供することにより、結婚や子育てに対する意識の醸成を図ります。	児童課

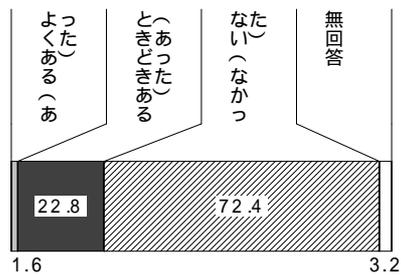
3 - 5 子ども自身の声を聞く相談の充実

現状と課題

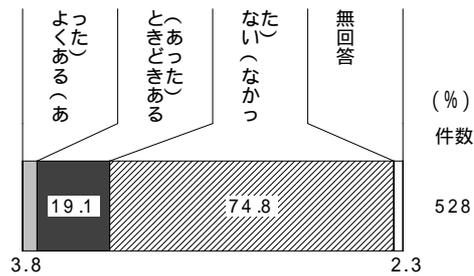
子どもたちは、大人が思っている以上に大きなストレスを感じています。いじめ、不登校など、子ども自身の悩みに関する相談体制や指導体制を充実させ、子どもたちの心の問題を解消し、子どもたちがのびのびと活動でき、成長できるような体制づくりが求められます。とりわけ、いじめについては、被害者となった子どもへの支援だけでなく、加害者となった子どもが、命を大切にすることや人への思いやりの心を育み、人権を尊重する意識を培っていくことができるように支援していく必要があります。

子どもが学校へ行きたがらない（行きたがらなかった）ことの有無

【小学生調査】

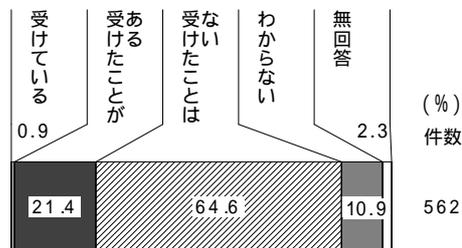


【中・高校生調査】

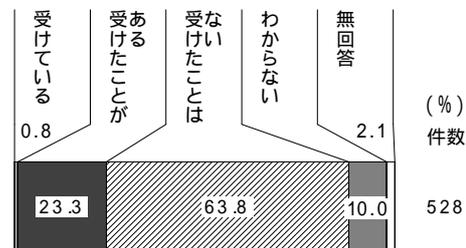


子どもが学校でいじめを受けたことの有無

【小学生調査】



【中・高校生調査】



資料：「子育て支援に関する意向調査（平成15年度）」小牧市

施策の方向

子どもの相談を受ける場の充実

学校などで、子ども自身が気軽に相談できる場所をつくることや、スクールカウンセラーなどの専門的な相談員などを確保して、子ども自身の相談を受ける場の充実に努めます。

心の問題への対応の強化

いじめや不登校に関する児童・生徒へのカウンセリングや、適応指導教室の充実などにより、子どもたちの心の問題への対応を強化します。

主な事業

主要事業	事業内容	担当課
(1)いじめ不登校対策会議	教育委員会、少年センター、家庭児童相談室などの関係機関の情報交換により、いじめ、不登校等の児童生徒の問題改善に向けて協議を行います。	児童課 学校教育課
(2)少年相談	少年に係る非行問題、不登校、しつけなどに関する相談に応じます。	少年センター
(3)心の教育の充実	児童生徒の心の教育を進めるため、道徳教育やボランティア活動、交流授業などの充実を図ります。	学校教育課
(4)適応指導教室の充実	不登校児童生徒の心理的・情緒的な要因と人間関係の改善を図り、自立心、社会性の育成により、通常の学級集団への復帰をめざします。	学校教育課
(5)「フレッシュフレンド」制度の普及	家に引きこもってしまった児童生徒等の家庭に、カウンセラーや不登校訪問指導員等を派遣し、児童生徒とのふれあいを通して、対人関係の改善や社会性の向上を図ります。	学校教育課
(6)学校カウンセラーの活用	いじめ・不登校等の問題に専門的な知識・技能をもった学校カウンセラーが市内の各小中学校を巡回し、心に悩みを持つ児童生徒や保護者、不登校児童生徒の指導に悩む教員等の相談に応じます。	学校教育課
(7)非行・暴力行為対策の強化	心の教育や道徳教育の充実を図るとともに、警察をはじめとする関係機関との連携を密にすることにより、児童生徒の非行や暴力行為の抑制・減少を図ります。	学校教育課

4

親子の健康づくりをささえる

目標の趣旨

子どもたちの豊かな人間形成を実現する上で、心身の健康づくりは欠かせない要素です。妊娠・出産期の親の健康づくり、育児期における親子の健康づくりへの支援を通じて、健康な子育てを支援していくことが必要です。また、子どもの成長段階に応じた支援や、思春期の子ども心の問題なども含めた支援環境づくりが必要です。

そこで、基本目標4を「**親子の健康づくりをささえる**」とし、母子保健施策を中心とするサービスの充実を図る必要があります。

基本目標4「親子の健康づくりをささえる」

重点施策	施策の方向
4-1 健やかな子どもを生ま育てることのできる環境の整備	妊娠、出産、育児期の健康づくり
4-2 子どもの健康のための支援	子どもの健康づくりへの支援 小児医療に関する情報提供 乳幼児期からの思春期保健対策の充実

4 - 1 健やかな子どもを生み育てることのできる環境の整備

現状と課題

安心して子どもを生み育てるためには、母子ともに健康に過ごせることが大切です。妊娠期の女性は、生まれてくる子どもの健康に直接影響があることから、特に健康管理に注意する必要があります。同時に、生まれた子どもの健康管理も重要であり、母子保健サービスの適切な実施など、母子の健康を守る支援策の充実が必要です。

施策の方向

妊娠、出産、育児期の健康づくり

妊産婦や乳幼児に対する定期的な健康診査、健康相談、健診後の支援など、一貫した母子保健サービスを提供し、母と子どもの健康保持と増進に努めます。

主な事業

主要事業	事業内容	担当課
(1)保健連絡員による赤ちゃん訪問(再掲)	地域での「頼れる近所のおばさん」として、保育をスタートしたばかりの世帯を訪問し、親子の成長を見守るとともに、専門的支援・継続的支援が必要な家庭に対し、保健センター事業へとつなげます。	保健センター
(2)乳幼児健診(4か月・1歳6か月・3歳児健診)	乳幼児の心とからだの成長・発達を、親と確認し、親のかかえている問題解決に向け支援します。また、疾病の早期発見を図ります。	保健センター
(3)歯科健康診査(1歳6か月・2歳3か月・3歳児健診)	う歯の状況を把握し、適切な指導を行うとともに、歯科疾患予防のための正しい生活習慣についても指導を行います。	保健センター
(4)妊婦歯科健診	妊婦に対し、妊娠中の食生活や生活リズム、母体の変化が口腔内に及ぼす影響について学習する場を設け、歯科疾患の早期発見、早期予防を図ります。	保健センター
(5)産婦歯科健診	母親の口腔環境が子どもに影響を及ぼすと考えられていることから、母親が口腔内の状況を知り、歯科疾患の早期発見、早期予防を図ります。	保健センター

主要事業	事業内容	担当課
(6) 乳幼児発達相談	精神・運動発達に不安をもつ親子に対して発達を確認して生活指導を行うことで、発達を獲得していく支援をします。	保健センター
(7) 母乳相談	母親が母乳育児をすすめる上で出てくる問題点や疑問点に対して、気軽に相談ができる場であり、母と子が安定した生活を送ることができるよう支援します。	保健センター
(8) 離乳食教室	各時期に応じた適切な離乳ができるように、離乳食の順調な摂り方やバランスのよい食品の摂り方など、具体的な助言、指導を行います。	保健センター
(9) 助産師による妊産婦・乳児訪問	出産後2か月くらいまでの不安の強い時期に希望者宅に訪問し育児不安の軽減を図ります。また、母乳育児を推進し、母と子が安定した生活を送ることができるよう支援します。	保健センター
(10) 保健師・栄養士・歯科衛生士による訪問	保健師、栄養士、歯科衛生士が家庭を訪問し、子育ての不安の軽減を図ります。	保健センター
(11) パパママ教室(妊婦教室)	安心して妊娠・出産・育児に取り組めるように、また、生活習慣を見直し家族が心身ともに健康な生活を営んでいくことができるよう支援するとともに、家族が一緒に子育てをする気持ちづくりや親同士の交流も行います。	保健センター
(12) 乳幼児健康診査事後検診・相談	健康診査後、必要に応じて経過を親と確認できる検診や相談を行います。	保健センター
(13) 乳幼児予防接種	適切な時期に予防接種ができるように支援を行い、伝染の恐れのある疾病の罹患予防及び蔓延の予防を図ります。	保健センター

4 - 2 子どもの健康のための支援

現状と課題

社会環境や生活様式の変化に伴い、日常生活の不規則化、食生活の簡易化など、子どもの健康をめぐる環境が大きく変化してきています。このため、アレルギー性疾患や生活習慣病の低年齢化、体力や運動能力の低下など、新たな問題が生じてきています。また、情報の氾濫や生活環境の変化により、思春期の子どもたちの心や体の悩みも多様化してきています。このため、こうした子どもたちの心と体の健康づくりへの取組が重要となってきました。

施策の方向

子どもの健康づくりへの支援

子どもたちが、正しい食習慣を身につけたり、健康づくりをおこなう機会を提供するため、「食」に関する指導やスポーツ教室など、健康づくり施策に取り組みます。

小児医療に関する情報提供

子どもの健やかな発達を図るため、小児医療に関する情報提供に努めます。

乳幼児期からの思春期保健対策の充実

保健センター、学校、医師会等の関係機関と連携のもと地域と力をあわせて、乳幼児期の親子関係を基礎に、心と体の健康について、主体的に考え、実行でき、生きる力をもつ子どもに成長できるよう支援します。

主な事業

主要事業	事業内容	担当課
(1) 生と性のカリキュラムに基づく実践活動	いのちを大切に、生きる力をもつ子どもが育つように、保護者、地域、行政関係者が連携し、継続的にかかわることができるカリキュラムに基づき実践します。	保健センター 学校教育課 児童課
(2) 休日急病診療所（小児医療科）の充実	休日等の急な病気の際に、休日救急診療所で診療を受けることができます。	保健センター
(3) 児童・生徒の健康管理の充実	身体の成長に関わりの深い食事や運動等についての保健指導や食指導を通じて、健康の保持・増進に主体的に取り組むことができるように促します。	学校教育課
(4) 生活習慣改善指導の充実	バランスのとれた食生活や正しい健康知識の修得など、児童生徒の生活習慣の改善につながるような健康教育の充実に努めます。	保健センター

5

子どもの安全・子育ての安心をささえる

目標の趣旨

子育て環境の安全性や安心を確保することは、非常に重要な要素です。防犯対策や交通安全対策等の強化により、子育ての安全・安心を支えることが必要です。特に近年、子どもが犯罪の被害者となる事件が多発していることから、登下校時などの子どもの安全を地域ぐるみで見守る活動が各地で活発化しています。地域の力を活かした取組も踏まえて、子育ての安全・安心をささえていくことが必要です。

そこで、基本目標5を「**子どもの安全・子育ての安心をささえる**」とし、子育てバリアフリーの推進も含め、地域での安全・安心の確保策の充実に努めます。

基本目標5「子どもの安全・子育ての安心をささえる」の体系

重点施策	施策の方向
5-1 子どもの安全をまもる地域環境づくり	防犯対策の充実 地域での安全対策の充実 交通安全対策の充実
5-2 子どもや子育て家庭が暮らしやすいまちづくり	人にやさしいまちづくりの推進 子ども連れに配慮した公共施設等の整備
5-3 子育てに伴う経済的負担の軽減	経済的支援策の充実 親の再就職への支援

5 - 1 子どもの安全をまもる地域環境づくり

現状と課題

近年、子どもが、交通事故や犯罪等の被害者となることが少なくありません。子ども自身が、自らの安全を守る意識を持つことも大切ですが、家庭、学校、地域が一体となって子どもたちを守っていく環境をつくる必要があります。

施策の方向

防犯対策の充実

防犯灯の設置、こども110番の家などの防犯ボランティアの充実など、地域、警察、学校等が連携を密にした防犯対策の強化に努めます。

地域での安全対策の充実

子どもの登下校時などに発生する犯罪を未然に防ぐため、見回りやパトロールを実施するなど、子どもを守る地域活動の活発化を促進します。

交通安全対策の充実

歩道の整備や、カーブミラーやガードレールなどの交通安全設備の充実など、地域の交通安全対策の充実に努めます。

主な事業

主要事業	事業内容	担当課
(1) 明るい声かけまちづくり運動の実施	大人が買い物や散歩時などに“声かけワッペン”をつけて、あいさつを交わすことにより、安全・安心な地域環境づくりを推進します。	少年センター
(2) 補導活動の充実	不良行為や問題行動に対し、適切な指導と助言を行い、少年非行の抑止活動に努めます。	少年センター
(2) 交通安全教室の開催	保育園、学校等において、毎年、交通安全教室を開催します。	生活課
(3) 子どもを対象にした防犯指導	子どもが路上等において被害に遭う又は遭う恐れがある際の対応方法や、「子ども110番の家」等の緊急避難所の利用方法などについて、市内の各幼稚園、保育園、小学校において防犯指導を実施します。	生活課
(4) 防犯灯の整備促進	防犯灯の整備を進め、夜間の犯罪発生の抑制をめざします。	生活課
(5) 盗難防止のための防犯器具設置助成事業	警察等と連携した情報提供の充実などにより、防犯性の高い防犯器具の普及促進に努めます。	生活課
(6) 安全・安心マップの作成配布	子どもが犯罪等の被害に遭わないための安全・安心マップを市内5地区に分けての作成し、配付します。	生活課

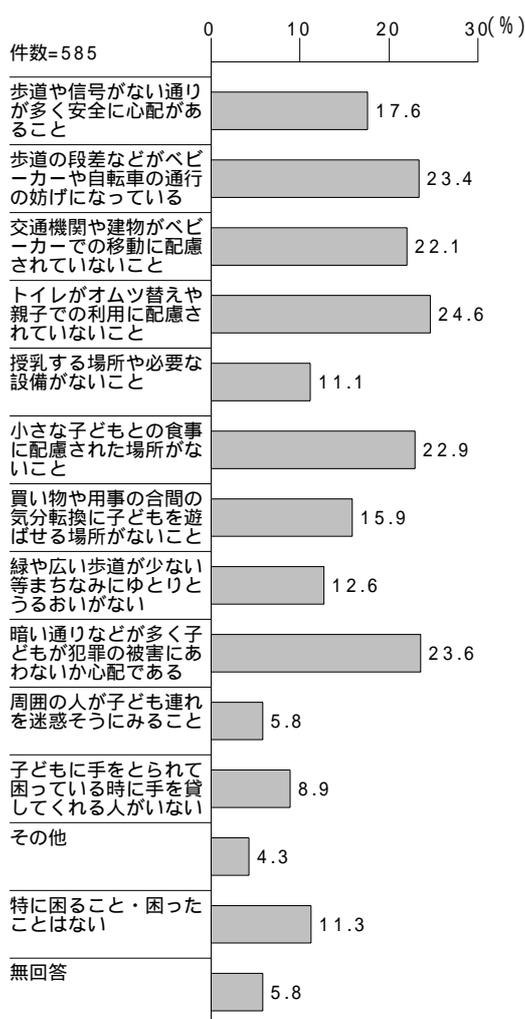
5 - 2 子どもや子育て家庭が暮らしやすいまちづくり

現状と課題

子どもや子育て家庭が暮らしやすいまちづくりを進める概念として、子育てバリアフリーが推進されています。市の調査結果では、子どもとの外出の際に親が不安に思うことは、就学前児童の場合にはトイレがオムツ替えなどの親子での利用に配慮されていないことがあげられています。子ども連れの親子の場合は、一般の人とは違うニーズがあることを踏まえた環境づくりが必要です。

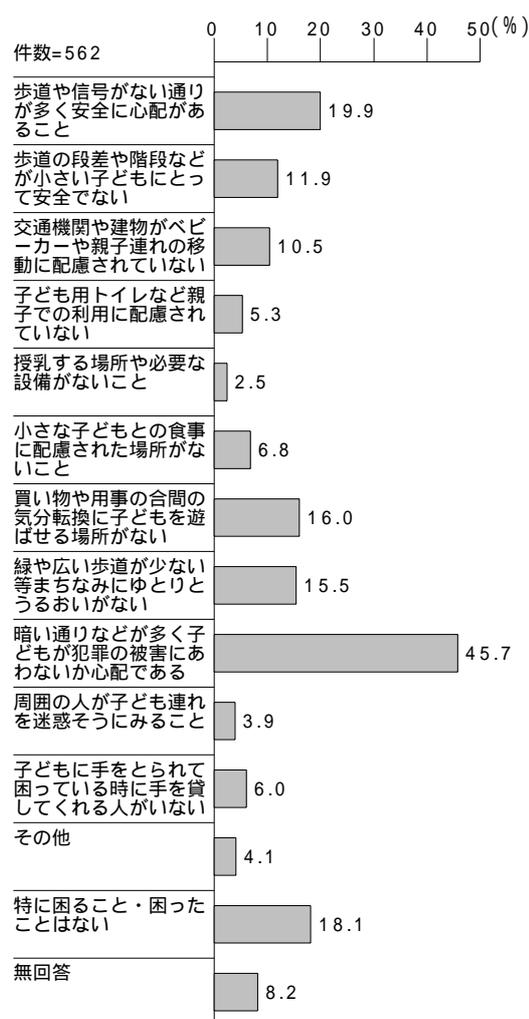
子どもとの外出の際に不安なこと

【就学前児童調査】



(複数回答 / 3つまで)

【小学生調査】



(複数回答 / 3つまで)

資料：「子育て支援に関する意向調査（平成15年度）」小牧市

施策の方向

人にやさしいまちづくりの推進

歩道の段差解消や、公共施設のバリアフリー化など、人にやさしいまちづくりを推進し、ベビーカーや子ども連れの人でも気軽に外出できる環境づくりに努めます。

子ども連れに配慮した公共施設等の整備

子ども連れの人ができるトイレの整備や、おむつ交換や授乳、休憩・託児などができるように配慮された公共施設の整備を行います。

主な事業

主要事業	事業内容	担当課
(1)人にやさしいまちづくりの推進	「小牧市人にやさしい街づくり計画」の推進により、子どもや妊婦、子ども連れの人安心して利用できるよう、必要な環境の整備に努めます。	福祉課
(2)子ども連れに配慮した公共施設の整備	子育て中の親が気軽に外出し、社会参加できるように、公共施設等へのベビールームや授乳コーナーなどの設置を促進します。	担当課
(3)子育てバリアフリーの意識啓発等の推進	市と住民が協働し、乳幼児と保護者が外出する際の遊び場、授乳コーナー、一時預かりの実施場所等を示したマップを作成し、子育て家庭に配布するとともに、妊婦、子ども、子ども連れの人安心して外出できるよう、周囲に思いやりの心を持った行動を促すよう意識啓発の取組を推進します。	児童課

5 - 3 子育てに伴う経済的負担の軽減

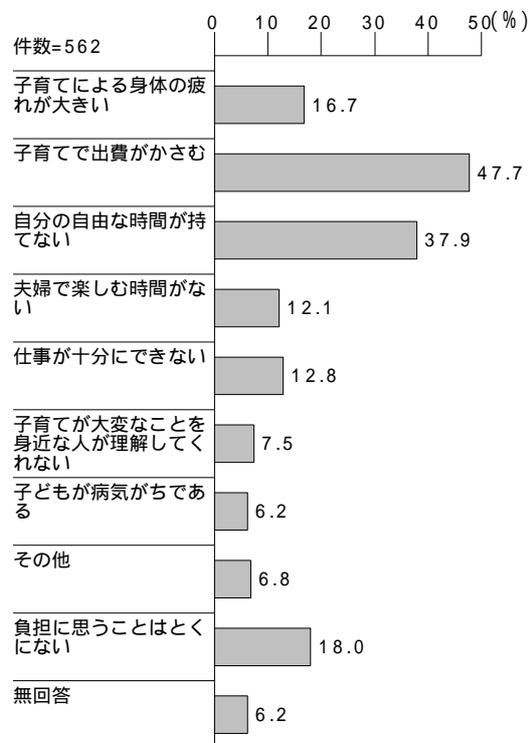
現状と課題

子育てにかかる経済的な負担は、様々な負担要因の中でも上位を占めています。これは、子どもの年齢が高くなるほど顕著にみられる特徴であり、市の調査結果からもはっきりと確認することができます。また、経済的な負担は、子どもの人数にも比例し、子どもが多いほど負担感も増すのが現状です。

子育てを社会全体で支えるという考え方から、子育て家庭への経済的支援策の充実を図ることが必要です。同時に、子どもが成長し、子育てが一段落して働きたいと考えている親に対しては、再就職等への支援を行うことも必要です。

子育てをする上で負担に感じること

【小学生調査】



(複数回答 / あてはまるもの全て)

資料：「子育て支援に関する意向調査(平成15年度)」小牧市

施策の方向

経済的支援策の充実

出産奨励手当や児童手当等の支給、すこやか子育て支援事業の推進など、子育て家庭への経済的支援策の充実を図ります。

親の再就職への支援

子育てが一段落して、働きたいと考えている親が再就職しやすいような支援策の充実を図ります。

主な事業

主要事業	事業内容	担当課
(1)小牧市職業相談	出産や育児のために退職した女性が再就職できるよう、相談や情報提供などの支援を行います。	商工課
(2)出産奨励手当の支給	1年以上市内に居住し第3子以上を設けた人に対し、出産奨励金を支給します。	児童課
(3)すこやか子育て支援事業	第三番目以降の児童を市立保育園に就園させている家庭に対し、負担金及び利用料を助成します。	児童課
(4)児童手当の支給	小学校3年生までの児童を養育している保護者に対し、児童手当を支給します。	児童課
(5)私立幼稚園就園奨励費補助	私立幼稚園が保育料の減免を行う場合、設置者に対し、補助金を交付します。	学校教育課
(6)私立高等学校、専修学校(高等課程)授業料補助	私立高等学校に通学させている家庭に対し、私立高等学校の授業料の一部を助成します。	学校教育課
(7)乳幼児医療費の助成	6歳までの乳幼児を対象に、医療機関に支払った健康保険の保険診療の自己負担分を助成します。	国保年金課
(8)再就職準備セミナーの啓発	(財)21世紀職業財団との連携を図り、セミナー等の開催を広報に掲載するなど、再就職のための支援を行います。	商工課

第5章

計画の推進体制

1

計画推進の考え方

この計画は、子育て支援環境の充実を図り、親の子育てを支えるとともに、子どもの健全な育ちを支える環境の実現をめざしています。子育ての第一義的責任を有するのは父母その他の保護者であることを原則としながらも、行政や家庭だけでなく、地域社会や企業等が、それぞれの立場で役割を果たしていくことが期待されます。この計画は、行政の役割を中心に策定していますが、家庭、地域、企業等の役割も踏まえながら、互いに連携して計画を推進していくことが必要となるものと考えます。

2

家庭、地域、企業に期待される役割

家庭の役割

家庭は、子育ての第一義的責任を担うことが前提となります。家庭は、子ども自身の人生の出発点となる場所であり、子どもへの愛情をはじめ、しつけや教育を通じた子どもの人間形成、子どもの健康、基本的な生活習慣の確立など、子どもの生涯に大きく影響する基礎的な役割を果たすことが求められます。

しかしながら、こうした責任の重大さが親の負担となり、様々な問題につながる場合があることも事実です。したがって、保健、福祉、教育などの行政分野が行うサービスへの情報を敏感に察知し、様々なサービスを有効に活用して家庭での子育てに取り入れる努力が必要です。また、親どうしの交流や情報交換の場への積極的な参加や、相談サービスの活用などにより、自らの子育て不安を解消し、楽しい子育てを実現することも必要です。さらに、家庭での子育てが女性だけに偏ることが無いよう、男女が協力していくことも必要です。

地域の役割

地域社会には、子どもが様々な経験をして成長するための要素が豊富に備わっています。したがって、子どもが地域で安全に、様々な経験を積みながら達成感を得ることで、自分自身の存在価値を見出すことができるような環境づくりが、地域に求められる役割のひとつです。具体的には、多様な体験活動のメニュー設定、地域活動への子どもの参加促進など、様々な方法や手段が考えられます。

地域には、子どもがいない人や、子育てを終えた人など、様々な人が生活しています。地域での子どもの経験をより豊かなものとしていくためには、こうした人とのかかわりも重要となることから、地域での子育ての大切さを地域のみんなが理解し支援する必要があります。したがって、子育て支援への理解を求める行政の啓発事業等への参加・協力により、啓発の効果が地域全体に波及するよう努力することも、地域の役割と考えられます。

企業等の役割

就労は、市民の生活時間の多くを占めることから、就労と子育てとの関係は切り離せない課題といえます。次世代育成支援対策推進法では、子育てをしながら働きやすい職場環境の実現をめざす一般事業主行動計画の策定が規定されており、対象となる企業は計画策定が必要です。また、規定に該当しない事業所においても、計画策定をはじめ様々な努力が必要です。

一方、市役所などの職場においては、特定事業主行動計画の策定が義務付けられています。一般企業に先んじて、子育てとの両立を可能にする職場環境づくりが必要です。

3

推進体制

計画の推進体制として、以下の仕組みや体制等を整備します。

計画の周知による意思統一

行政をはじめ、家庭、地域、企業等がそれぞれの役割を十分認識し、計画の遂行を確実なものとするため、計画の確実な周知に努め、行動への意思統一を図ります。

計画の進捗状況の点検と、市民への情報提供

この計画に掲げた事業の進捗状況を、各課の参加の下に毎年点検する庁内組織体制を整備します。計画の進捗状況は、次世代育成支援対策推進法第8条第5項の規定のとおり公表し、市民に情報提供します。

計画の評価と分析

専門職や市民等の参加による推進委員会などを設置し、計画の進捗状況や各事業の成果等を分析、評価します。委員会では、新たな課題や取組方針等について提案し、事業や計画の見直しにつなげます。

資料編

1

次世代育成支援対策行動計画策定経緯

平成 14 年度

月	日	内 容
3	14	少子化対策を強化するための「次世代育成支援対策推進法案」と「児童福祉法改正案」が閣議決定

平成 15 年度

月	日	内 容
7	16	「次世代育成支援対策推進法」と「児童福祉法改正法」公布施行 ・「地域行動計画」の策定が、全市町村に義務づけられる。
8	22	「行動計画策定指針」が関係 7 大臣連名により告示される。
10	1	「小牧市次世代育成支援対策行動計画策定委員会設置要綱」（11 / 18 施行）及び 「小牧市次世代育成支援対策行動計画策定委員会委員公募要領」（10 / 15 施行）制定
10	15	「小牧市次世代育成支援対策行動計画策定委員」公募 期間 平成15年11月下旬から平成17年3月31日まで （2名）
11	5	平成15年度第1回 庁内策定部会 ・計画策定の趣旨について ・市民アンケート調査の内容について
11	18	平成15年度第1回 小牧市次世代育成支援対策行動計画策定委員会 会長 加藤 孝正、副会長 横井 恵子 ・計画策定の趣旨について ・市民アンケート調査の内容について
12	18	「小牧市次世代育成支援対策行動計画策定に関するニーズ調査実施要綱」（1 / 1 施行）制定 調査の対象及び内容（住民基本台帳から各1,000世帯を抽出） 就学前児童用調査票：児童及び世帯の状況、児童の保育の状況及び希望等 小学校児童用調査票：児童及び世帯の状況、放課後児童クラブの利用状況及び利用希望等 中学・高校生用調査票：児童及び世帯の状況、家庭・学校・地域での子育ての考え方等 一般世帯用調査票：世帯の状況、結婚観、晩婚化の原因・子育ての考え方等
1	9	「小牧市 子育て支援に関する意向調査」4,000世帯送付
1	15	「小牧市 子育て支援に関する意向調査」（アンケート）実施について広報掲載
3	29	平成15年度第2回 庁内策定部会 ・市民アンケート調査結果の中間報告について
3	30	平成15年度第2回 小牧市次世代育成支援対策行動計画策定委員会 ・市民アンケート調査結果の中間報告について

平成 16 年度

月	日	内 容
5	13	平成16年度第1回 小牧市次世代育成支援対策行動計画策定委員会・庁内策定部会 ・市民アンケート調査のクロス集計結果について ・今後の策定スケジュールについて
6~7		中学生ヒアリング調査、ひとり親家庭（母子）アンケート調査
7	29	平成16年度第2回 庁内策定部会 ・ヒアリング調査結果について（母親クラブ、中学生） ・数値目標について ・計画の体系について
8	9	平成16年度第2回 小牧市次世代育成支援対策行動計画策定委員会 ・ヒアリング調査結果について（中学生） ・数値目標について ・計画の体系について
8~9		中学生ヒアリング調査（追加） 母親クラブ・子育てサークル・障害児世帯等アンケート調査
10	4	平成16年度第3回 庁内策定部会 ・ヒアリング調査結果について（母親クラブ、中学生） ・計画の体系について（行動計画素案）
10	8	平成16年度第3回 小牧市次世代育成支援対策行動計画策定委員会 ・ヒアリング調査結果について（母親クラブ、中学生） ・計画の体系について（行動計画素案）
11	15	平成16年度第4回 庁内策定部会 ・行動計画素案の検討
11	22	平成16年度第4回 小牧市次世代育成支援対策行動計画策定委員会 ・行動計画素案の検討
12		パブリックコメントの設置
1	21	平成16年度第5回 小牧市次世代育成支援対策行動計画策定委員会、策定部会 ・行動計画案の最終検討（答申）

2

小牧市次世代育成支援対策行動計画策定委員会設置要綱

15小児第 305号
平成15年10月1日

(設置)

第1条 次世代に向け、子どもが健やかに生まれ育つ環境づくりの推進を図り、小牧市における次世代育成支援対策行動計画(以下「計画」という。)を策定するため、次世代育成支援対策行動計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、計画の策定に関し必要な事項を審査する。

(委員)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1)学識経験を有する者
- (2)市民団体の代表者
- (3)関係機関の代表者
- (4)公募による市民

(任期)

第4条 委員の任期は、平成17年3月31日までとする。

(組織)

第5条 委員会には、会長及び副会長を置き、会長は、委員の互選により定め、副会長は、委員の中から会長が指名する者をもって充てる。

2 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、副会長がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 委員会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 委員会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(庁内策定部会)

第7条 委員会に庁内策定部会を置き、庁内策定部会の委員は、次に掲げる者

で構成する。

- (1) 福祉部長
- (2) 福祉部次長(福祉事務所担当)
- (3) 福祉部次長(介護・保健担当)
- (4) 企画部企画課課長補佐(企画政策担当)
- (5) 総務部財政課課長補佐
- (6) 福祉部福祉課課長補佐
- (7) 福祉部保健センター副主幹
- (8) 教育委員会事務局学校教育課課長補佐
- (9) 教育委員会事務局生涯学習課課長補佐
- (10) 市民部商工課課長補佐
- (11) 保育園園長代表者
- (12) 児童館館長代表者

2 庁内策定部会の会長は、福祉部長をもって充てる。

3 庁内策定部会は、計画策定に関する調査、研究、調整及び検討を行う。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、福祉部児童課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営その他必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成15年11月18日から施行する。ただし、第7条の規定は、平成15年11月5日から施行する。

3

小牧市次世代育成支援対策行動計画策定委員会委員名簿

分野	役職	氏名	備考
学識経験者	同朋大学教授	加藤 孝正	会長
	臨床心理士	福井 直子	
市民団体代表	小牧市小中学校PTA連絡協議会代表 応時中学校母親代表	橋本 直美	
	小牧市私立幼稚園連合協議会代表 同連合協議会会長 旭ヶ丘第二幼稚園事務長	長岡 龍男	
	小牧市子ども会連絡協議会代表	森山 真澄	
	小牧商工会議所代表 同商工会議所総務課長	浅井 敏一	
	小牧市母子保健推進協議会代表 志水こどもクリニック院長	志水 哲也	
	小牧市男女共同参画審議会代表 同審議会会長 名古屋経済大学短期大学部教授	伊藤 健次	
関係機関代表	主任児童委員代表	横井 恵子	副会長
	民生児童委員代表	佐々木尚子	
	小牧市小中学校校長会代表 (味岡小学校校長) 小牧中学校校長	(渡辺照美) 野々部 智	平成16年 4月1日~
	春日井保健所小牧支所代表地域保健課長	(土方節子) 松岡 憲二	平成16年 4月1日~
	愛知県中央児童・障害者相談センター代表 同児童相談課長	伊藤 俊典	
公募委員		山田 美枝	
		大倉 光一	

()は前任者

4

小牧市次世代育成支援対策行動計画策定委員会庁内策定部会委員名簿

職 名	氏 名	備考
福祉部長	永 井 利 保	部会長
福祉部次長（福祉事務所担当）	伊 藤 賢 児	
福祉部次長（介護・保健担当）	（大 島 英 二） 野々川 昭 次	平成16年 4月1日～
企画課課長補佐（企画政策担当）	（長谷川 武） 大 野 正 博	平成16年 4月1日～
財政課課長補佐	石 井 泰 延	
福祉課課長補佐	高 橋 生 夫	
保健センター所長補佐	江 崎 みゆき	
学校教育課課長補佐	堀 尾 孝 男	
生涯学習課課長補佐	（小 川 正 見） 鈴 木 勉	平成16年 4月1日～
商工課課長補佐	増 田 和 郎	
岩崎保育園園長	土 田 咲 江	
児童センター所長	御手洗 和 子	

()は前任者

5

事務局名簿

職 名	氏 名	備考
福祉部長	永 井 利 保	
福祉部次長	伊 藤 賢 児	
児童課長	土 屋 公 康	
児童課課長補佐	（舟 橋 武 仁） 井 上 英 人	平成16年 4月1日～
児童係長	（堤 正 治） 船 橋 清 水	平成16年 4月1日～
児童係主査	（菊 山 昌 貢） 岡 田 信 明	平成16年 4月1日～

()は前任者

～ みんなでつくろう、子どもの笑顔があふれる未来・こまき ～

小牧市次世代育成支援対策行動計画

平成 17 年 3 月

小牧市 福祉部 児童課

〒485 - 8650 愛知県小牧市堀の内一丁目 1 番地

TEL 0568 - 72 - 2101 (代表)
